

新宿区教育ビジョン 個別事業

令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

令和 3（2021）年 3 月
新宿区教育委員会

はじめに

新宿区教育委員会は、平成 30 年 2 月に、時代の変化や子どもたちの状況、教育課題の動向をふまえ、これまでの教育ビジョンをもとに築いてきた取組をより確実なものにするとともに、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていくため、10 年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた新たな「新宿区教育ビジョン」を策定しました。教育ビジョンでは、今後 10 年間の新宿区の目指す教育として 3 つの柱と 10 の施策を掲げるとともに、具体的な取組である個別事業について明らかにしています。

教育ビジョンの策定から 3 年が経過し、子どもたちを取り巻く教育環境に大きな変化がみられました。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、通常
の教育活動が行えない場合の学習機会の確保等の新たな課題に直面しました。

これからは「新たな日常」に即した、子どもたちが安心して安全に学び続けることができる学校運営が求められています。また、新時代の学びを支え、子どもたちが主体的に学ぶことができる「新宿区版 G I G A スクール構想」を着実に推進していく必要があります。

教育委員会では、現在の個別事業の計画期間が令和 2 年度に終了することから、こうした新たな教育課題に的確に対応し、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていけるよう、個別事業の見直しを行いました。

教育委員会は、次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中で、のびのびと健やかに成長していけるよう、教育ビジョンに示した個別事業を着実に推進し、新宿区の教育のより一層の充実に全力で取り組んでまいります。

令和 3 年 3 月

新宿区教育委員会

目 次

教育目標	1
教育大綱	2
I 教育ビジョン 個別事業見直しの考え方	3
1 教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨	4
2 教育ビジョン 3つの柱と10の施策	6
3 新宿区の子どもの状況等	11
II 個別事業（令和3年度～5年度）	19
〔施策体系〕	20
〔平成30～令和2年度個別事業と令和3～5年度個別事業の比較〕	22
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	26
施策1 確かな学力の向上	26
施策2 豊かな心と健やかな体づくり	31
施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	40
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	43
施策4 地域との連携・協働による教育の推進	43
施策5 家庭の教育力の向上支援	46
施策6 生涯の学びを支える図書館の充実	47
施策7 子どもの安全の推進	49
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいそいそ学ぶ教育環境の実現	51
施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備	51
施策9 学校の教育力の強化	59
施策10 学校環境の整備・充実	63
III 教育ビジョン これまでの主な取組（平成30年度～令和2年度）	65

教育目標

社会が急速な変化を遂げる中であって、子どもたちは、他者、社会、自然とのかかわりの中で、これらと共に生き、生涯を切り拓いていく力を身に付けなければなりません。

教育委員会は、新宿の子どもたちが、自らを律し互いの個性を認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願い、「教育目標」を次のとおり定めています。

教 育 目 標

新宿区教育委員会は、

子どもたちが、人間尊重の精神に基づいて自他の生命を尊び、心身ともに健康で、知性と感性に富み、郷土新宿を愛し環境を大切にする心と国際感覚をそなえ、自立した区民として成長することを願い、

- 広い視野と、自らを律し互いを認め、思いやりの心をもつ人
- 地域の一員として、規範意識や公共の精神に基づき、社会の形成に進んで参画する人
- 個性や創造力が豊かで、自ら学び、考え、行動する人

を育てる教育を推進します。

また、学校・家庭・地域との緊密な連携のもとに、豊かな文化の創造と活力に満ちた地域社会の形成を目指すとともに、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の実現を図ります。

《平成 21 年 3 月 6 日新宿区教育委員会決定》

教育大綱

区では、平成 27 年 4 月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、区長と教育委員会が意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有する「新宿区総合教育会議」を設置しました。また、平成 27 年 11 月には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」が策定されました。この大綱は、新宿区総合教育会議において、教育ビジョンに基づき教育委員会が実施している具体的な取組や課題のほか、区の子育て支援施策等について、区長と教育委員会が十分な意見交換と議論を行い、策定したものです。

大綱は、教育ビジョンの 3 つの柱に「子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現」の柱を加えた 4 つの柱から構成されています。

新宿区教育大綱

新宿区と教育委員会は新宿区教育ビジョンの理念を共有し、新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちの実現をめざして、ここに新宿区教育大綱を定めます。

平成 27 年 11 月 6 日

新宿区総合教育会議

新宿区長 吉住 健一

I 子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるまちの実現

子どもたちがのびのびと健やかに成長できるよう子育てや学びと自立に対する支援のしくみを十分に整備するとともに、地域が積極的に受け皿となり、子どもの成長をしっかり応援するまちを実現します。

II 子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

III 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

IV 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

I

教育ビジョン

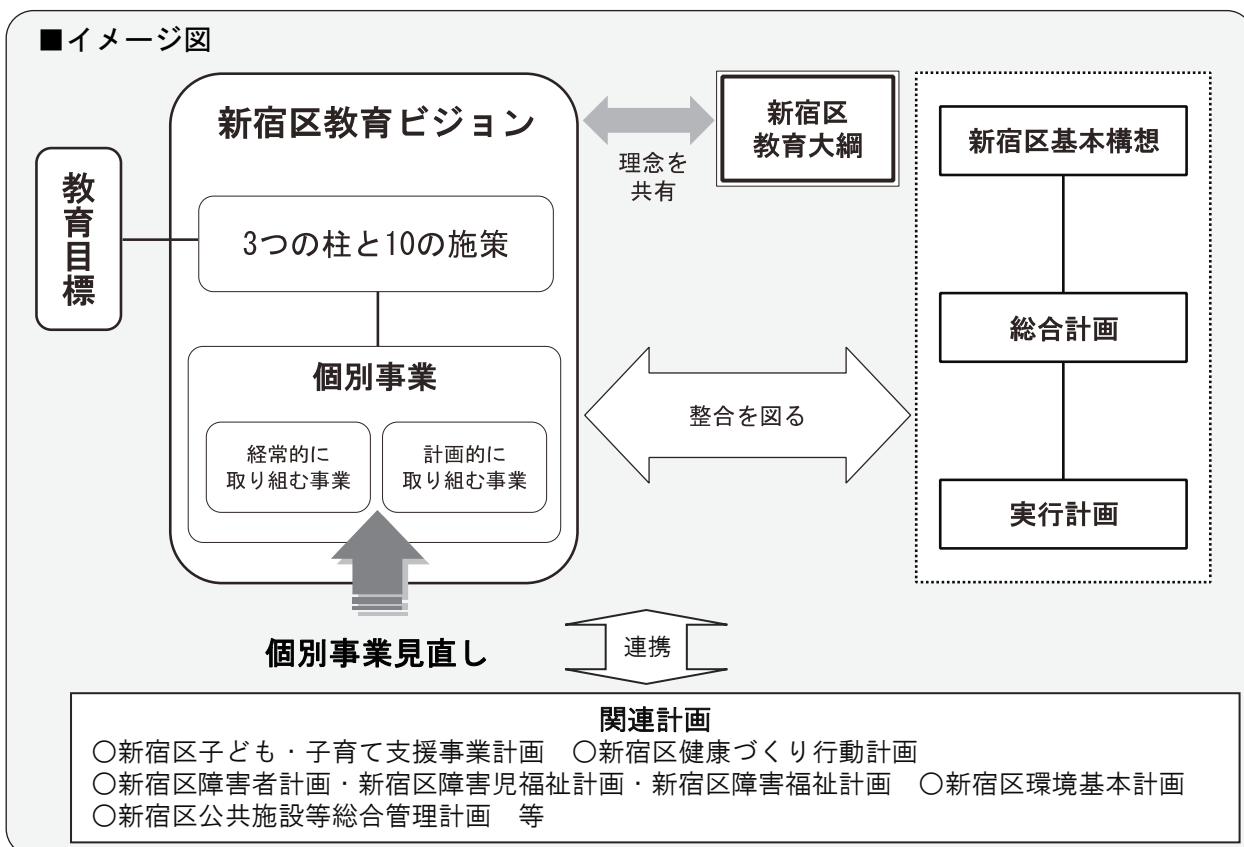
個別事業見直しの考え方

1 教育ビジョン 個別事業見直しの趣旨

(1) 見直しにあたっての基本的な考え方

- 教育委員会は、平成 30 年 2 月、教育基本法第 17 条に定める教育振興基本計画として、10 年後の子どもたちの育ち・学びを見据えた「新宿区教育ビジョン」を策定しました。
- 教育ビジョンは、「教育目標」を達成するために、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間の新宿区の目指す教育として「3つの柱と 10 の施策」及びその実現のための「取組の方向性」と「個別事業」を示しています。策定にあたっては、「新宿区基本構想・総合計画・実行計画」や「新宿区子ども・子育て支援事業計画」との整合を図っています。
- 教育ビジョンの策定からこれまでの間、教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、個別事業の実施に取り組んできました。
- 現在の個別事業の計画期間が令和 2 年度に終了することに伴い、教育委員会では、教育ビジョンにおける個別事業について、改めて見直しを行うこととしました。見直しに際しては、平成 30 年度から令和 2 年度までに取り組んできた各個別事業について、その成果と課題をふまえるとともに、第二次実行計画との整合を図り、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画的に取り組む事業と経常的に取り組む事業について明らかにしています。

■イメージ図



個別事業の計画期間

- ・平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度までの 3 年間
- ・令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 年間
- ・令和 6(2024)年度から令和 9(2027)年度までの 4 年間

上記の期間内であっても、教育環境の変化等をふまえ、必要に応じて修正や見直しを行います。

（２）教育をめぐる近年の主な動向と新たな課題

教育をめぐる近年の主な動向をふまえ、教育ビジョンの推進にあたって基軸となる、新たな課題と教育ビジョンにおけるSDGsの考え方について示しました。今後は、これらの視点をふまえて教育ビジョンを推進していきます。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

- 区立学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、令和２年３月からの一斉臨時休業や、分散登校の実施により、長期にわたり通常の教育活動が行えない状況にありました。こうした中、子どもたちの学習機会の確保のあり方や、ICTを活用した教育の必要性等の課題が明らかになりました。
- 今後も長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに社会生活を送らなければならない状況を想定し、また、次なる感染症や災害等が発生した場合にも対応できるよう、「新たな日常」に即して、子どもたちが安心して安全に学び続けることができる環境を整備する必要があります。

（ICTを活用した新たな学び～「新宿区版GIGAスクール構想」～）

- 令和元年１２月、令和時代のスタンダードな学校像として、１人１台端末環境と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現させる「GIGAスクール構想」が国から示されました。
- すべての子どもが自己に合った学び方を見つけ、力を伸ばすことができるよう授業改革を図るとともに、国籍や障害、不登校、入院（院内学級等）、家庭の環境等に左右されない学びの環境を整備することが求められています。新宿区の子どもの現状や課題に合わせて、ICTを最大限に有効活用した「個別最適化学習の推進」、「協働学習の推進」、「学習機会の確保」を図る「新宿区版GIGAスクール構想」を早期に実現していきます。

（教育ビジョンにおけるSDGsの推進）

- 学校はあらゆる教育・学習機会を捉え、「持続可能な社会の創り手」を育成するという観点から、SDGsの目標４の達成において重要な役割を果たします。
また、学校での教育・学習機会が、地域や世界の諸課題を自分ごととして考え課題解決を図る人材の育成に寄与し、SDGsの１７すべての目標達成の基盤を作ることにつながります。
- 教育ビジョンでは、新学習指導要領をふまえ、次代を担う子どもたちに求められる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を育むことを施策の方向性としています。これはSDGsに合致するものであり、教育ビジョンで示す施策（事業）の推進が、SDGsの目標４をはじめとして、SDGsの１７すべての目標達成につながるものと考えています。
- 環境教育や平和教育、人権教育、国際理解教育等、さまざまな分野での学習機会を通して、子どもたちが社会におけるさまざまな問題を自ら発見し解決できる力を育てていきます。

*SDGsについては、30 ページで紹介しています。

2 教育ビジョン 3つの柱と10の施策

教育委員会は、未来を担う子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、「3つの柱と10の施策」のもと、教育行政を推進します。

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策1 確かな学力の向上

☞個別事業 26 ページ

- 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

義務教育で身に付けるべき基礎学力を保証するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援を充実します。また、伸びる子どものより発展的な学習を積極的に支援します。

さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

- 1人1台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想の実現により、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適化された学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ICTを効果的に活用した授業改善などにより、一層の学校教育の充実を図ります。
- グローバルな視野を持ち、時代の変化を見きわめながら自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会を捉えて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

☞個別事業 31 ページ

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えとともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。

- 体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。

施策 3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

☞個別事業 40 ページ

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。
- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。
- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。
- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。
- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

☞個別事業 43 ページ

- 各校の地域協働学校運営協議会の取組を支援し、活動内容のさらなる充実を図ります。また、小・中学校間や近隣の学校間の連携を展開することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。さらに、地域との連絡会を開催することで、多様な人材の参画を促し、地域協働学校を支える人材の確保や周知活動等に取り組んでいきます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策5 家庭の教育力の向上支援

☞個別事業 46 ページ

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

☞個別事業 47 ページ

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。
旧戸山中学校の跡地に「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組めます。

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症については、子どもたちが健康で安全な学校生活が送れるよう、感染拡大防止に努めます。

児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。

不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。

また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。

- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。児童・生徒の苦手なことや困難なことなどの特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保証する体制を整備していきます。

- 来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。

また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子ども数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、不就学となっている外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。

- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び全小学校において学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。

施策 9 学校の教育力の強化 個別事業 59 ページ

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。

さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。

- 教員の長時間勤務の実態をふまえ、勤務環境の改善に取り組み、学校現場の実情に応じた具体的な取組を実践するとともに、教員の働き方の意識改革を図ります。これらの取組により長時間勤務を解消し、教員が健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていきます。
- 学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特に G I G A スクール構想におけるタブレット端末の 1 人 1 台環境を活用した個別最適化学習や協働学習の指導の充実に重点的に取り組んでいきます。

また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策 10 学校環境の整備・充実 個別事業 63 ページ

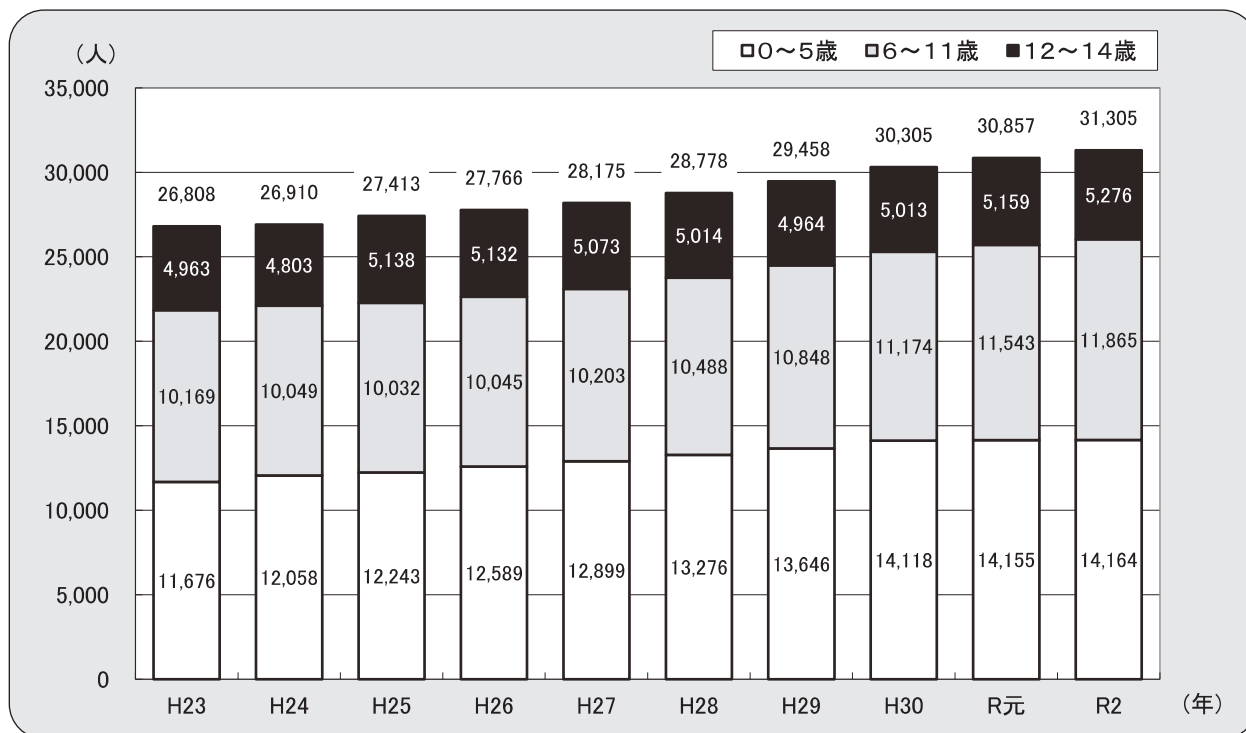
- G I G A スクール構想による、1 人 1 台端末環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。また、全小学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。
- 学校施設の長寿命化を基本として策定した学校施設個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。
- 近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、学校選択制度の見直し後の教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。中期的には、再開発等の動向を把握しつつ、平成 24 年度に策定した「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」で適正規模とした、小学校は 12 学級から 18 学級、中学校は 12 学級以上（当面は 9 学級）を目指し、これに向けた検討等を行います。

3 新宿区の子どもの状況等

3 新宿区の子どもの状況等

(1) 子ども（0歳～14歳）の人口の推移

この10年間で約17%増加しています。



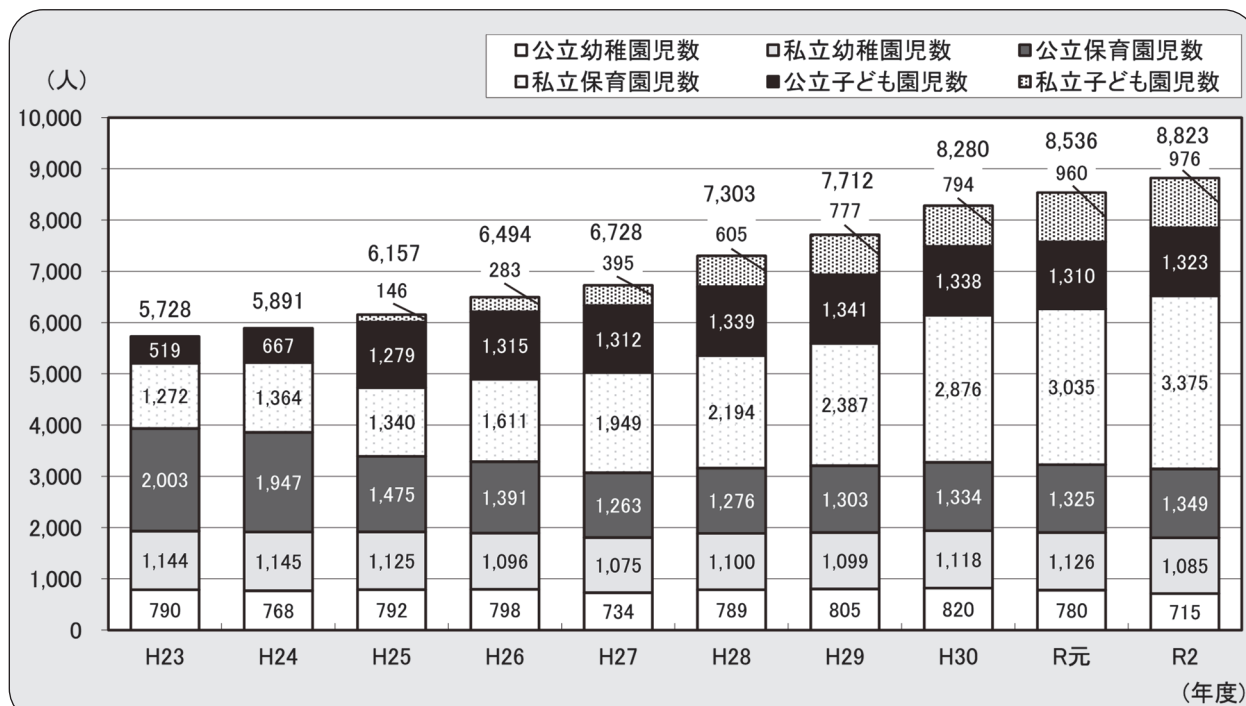
(各年4月1日現在) ※平成24年まで外国人登録者数を含む。

【住民基本台帳】

※平成25年より住民基本台帳に外国人が含まれる。

(2) 幼稚園・保育園・子ども園の園児数の推移

この10年間で約54%増加しています



(幼稚園児数：各年度5月1日現在、保育園児数・子ども園児数：各年度4月1日現在)

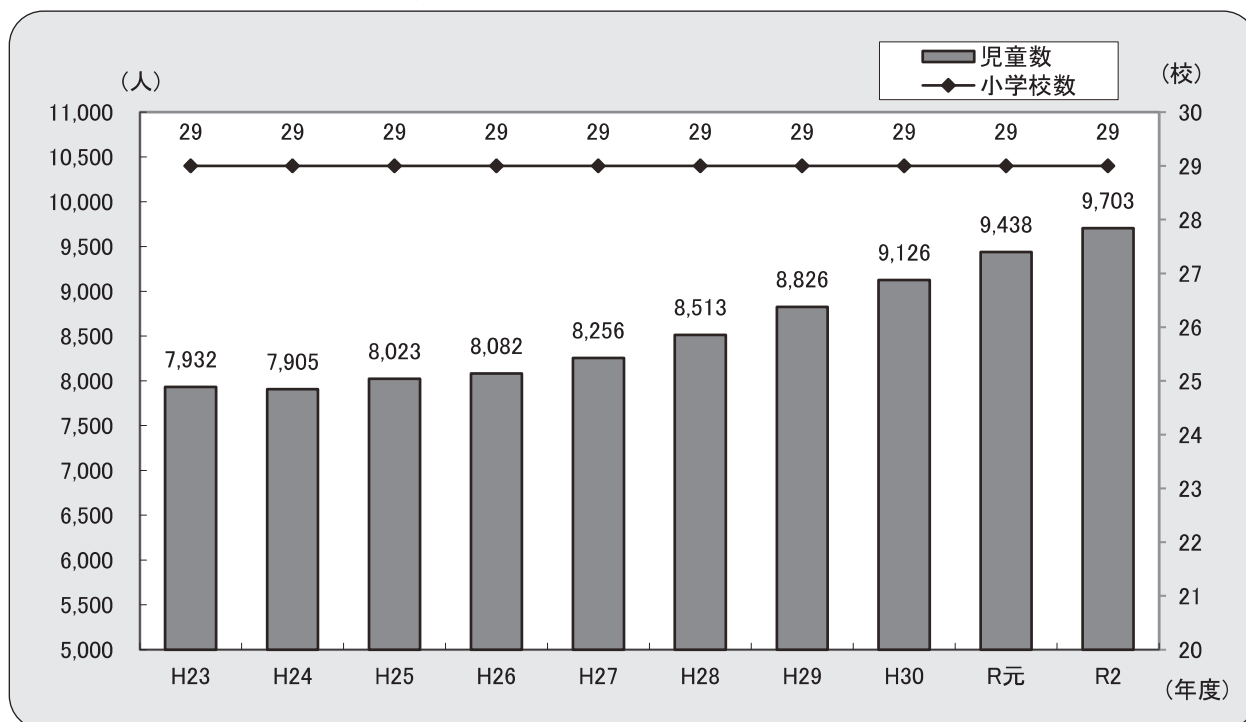
【新宿区の概況】

(3) 区立小学校・中学校・特別支援学校

i 児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童数

この10年間で約22%増加しています。

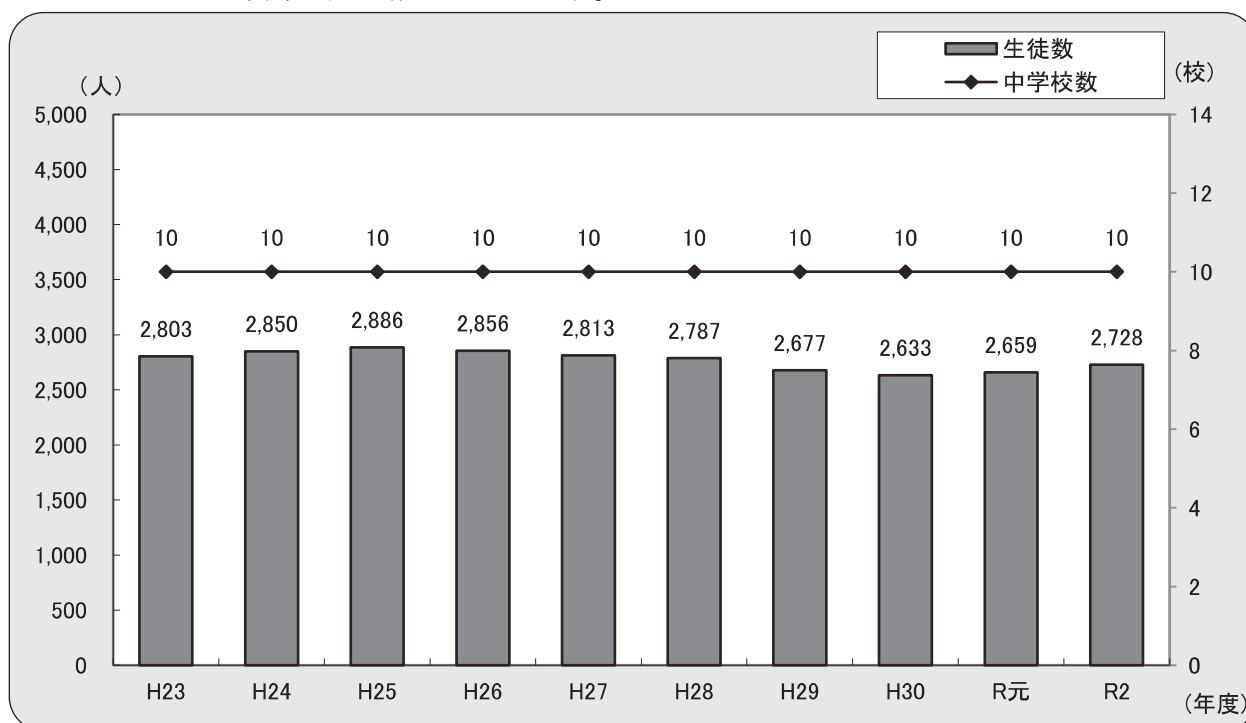


(各年度 5月1日現在)

【学校基本調査】

イ 中学校 生徒数

この10年間で約3%減少しています。



(各年度 5月1日現在)

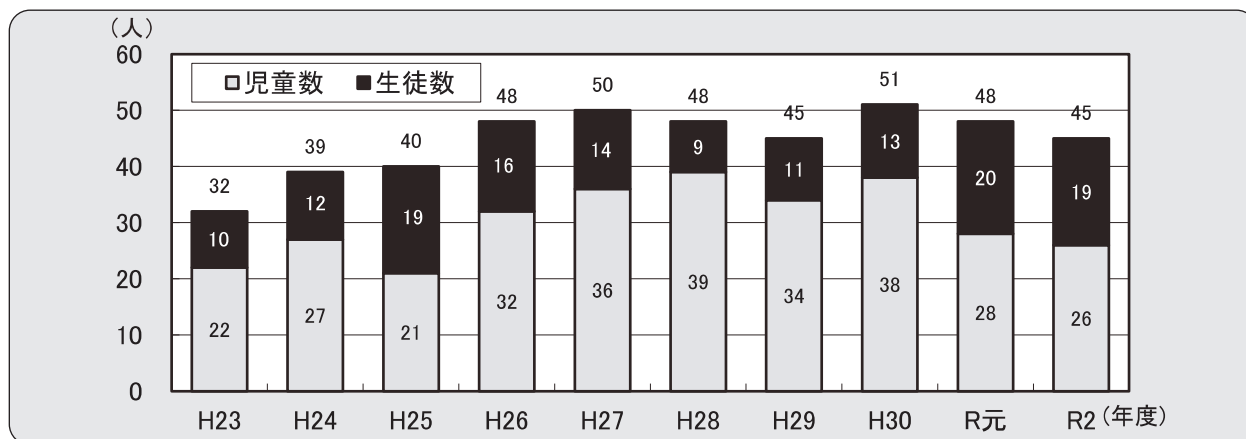
【学校基本調査】

【学校基本調査】

学校教育行政に必要な学校に関する基本事項(学校数、在学者数、教員数等)を明らかにすることを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、学校教育法で規定されているすべての学校及び市町村教育委員会を対象に毎年実施する。

ウ 特別支援学校（新宿養護学校）児童・生徒数

増減を繰り返しながら、この10年間で約41%増加しています。



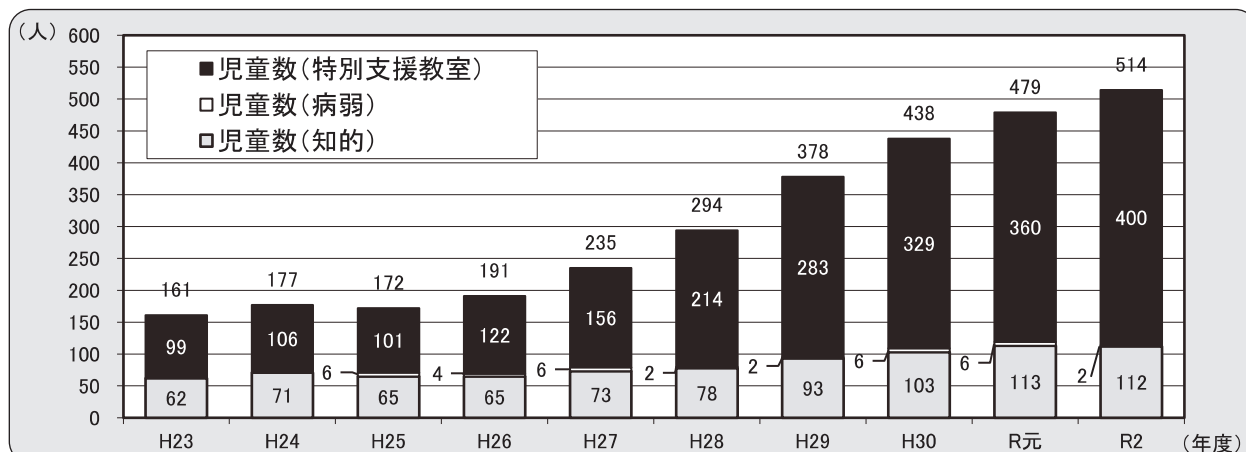
（各年度5月1日現在）

【学校基本調査】

ii 特別な支援を要する児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童数（特別支援学級・特別支援教室）

増加が顕著で、特に特別支援教室の児童数は、この10年間で約4倍に増加しています。

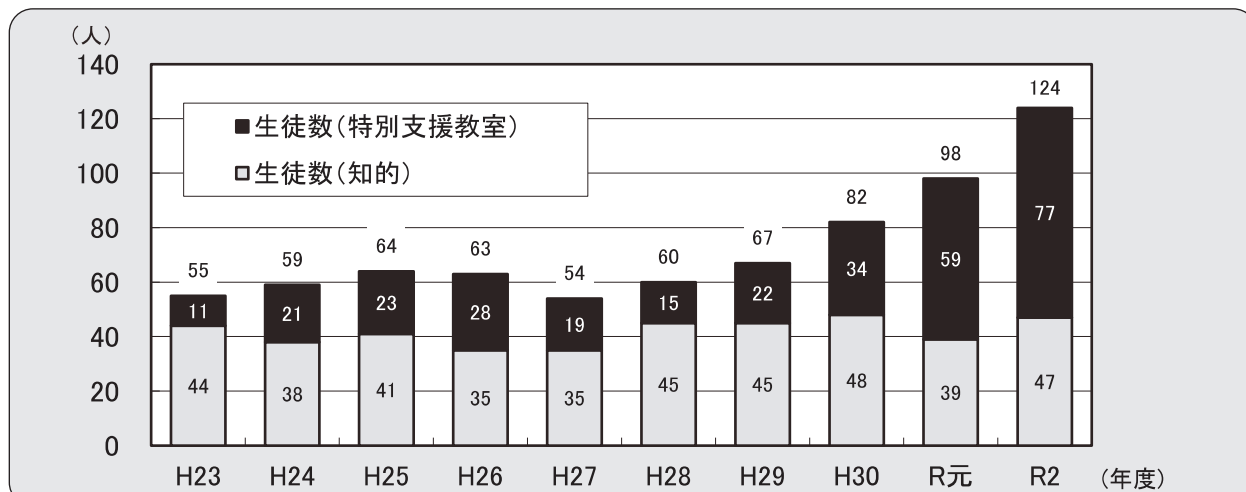


（各年度5月1日現在）

【学校基本調査】

イ 中学校 生徒数（特別支援学級・特別支援教室）

平成28年度以降増加傾向にあり、この10年間で約2.3倍に増加しています。



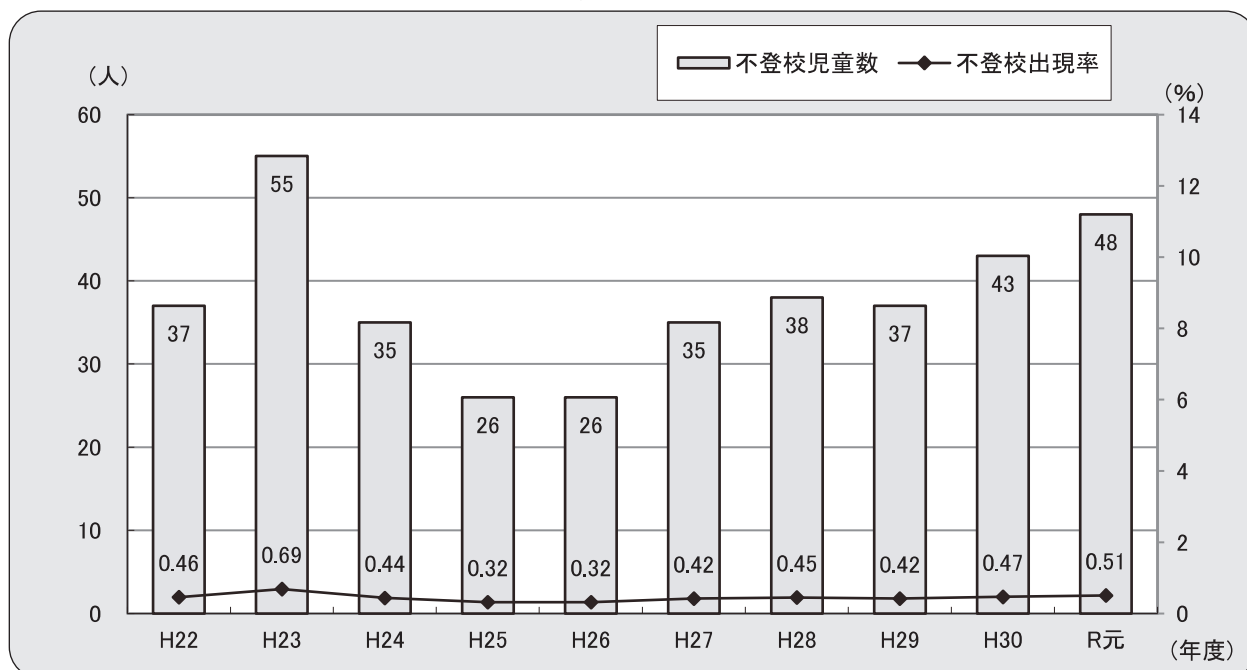
（各年度5月1日現在）

【学校基本調査】

iii 不登校児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した児童数）及び不登校出現率は、9 年前と比べ、長期欠席者数は約 30%増加し、不登校出現率は上昇傾向にあります。



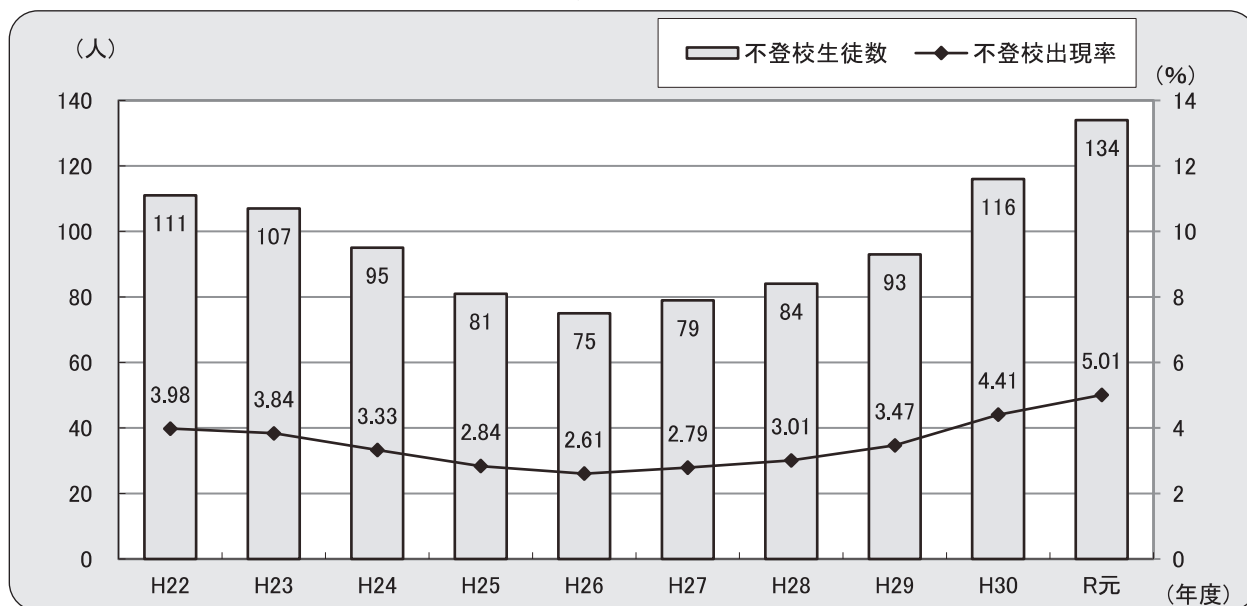
（各年度 1 年間の合計数）

H22～H27 年度【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】

H28～R 元年度【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

イ 中学校 生徒

不登校による長期欠席者数（年間 30 日以上欠席した生徒数）及び不登校出現率は、9 年前と比べ、長期欠席者数は約 21%増加し、不登校出現率は上昇傾向にあります。



（各年度 1 年間の合計数）

H22～H27 年度【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査】

H28～R 元年度【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

※不登校出現率(%)＝不登校による長期欠席者数／全児童・生徒数

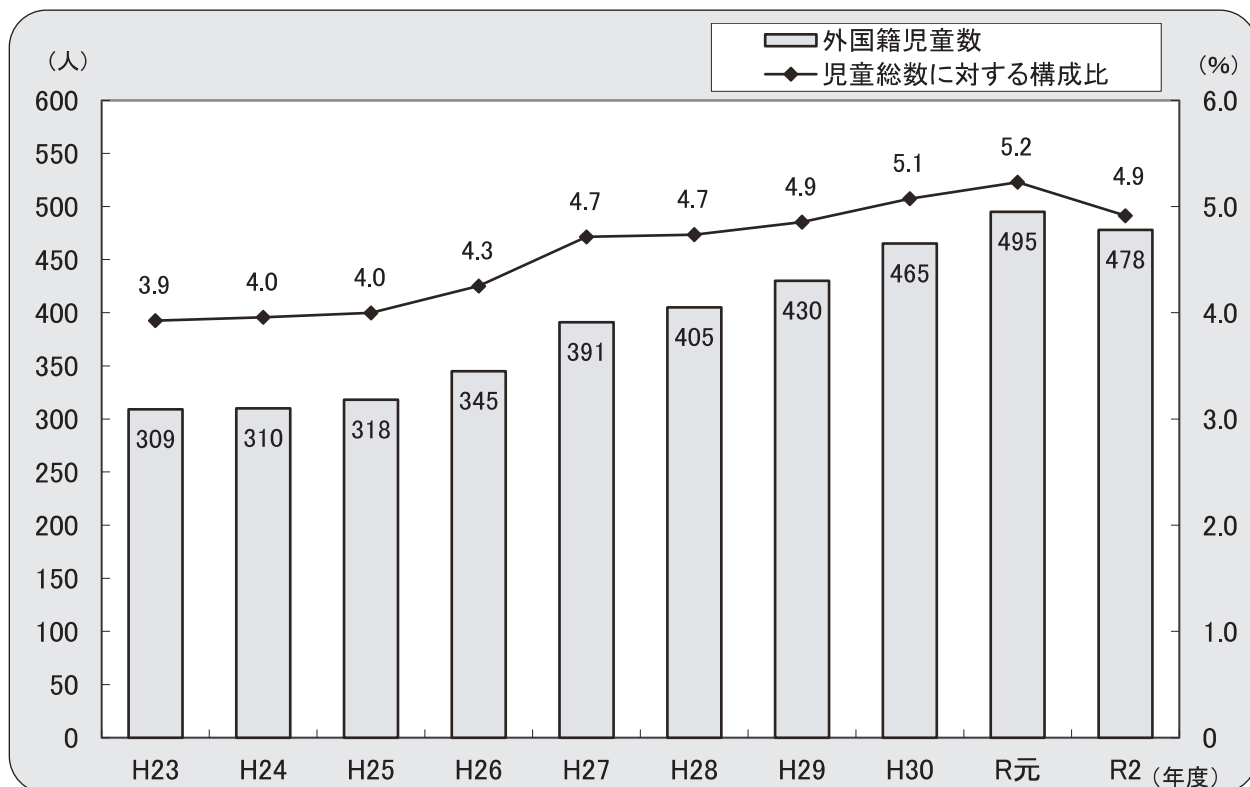
【児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

生徒指導上の諸課題（暴力行為、いじめ、長期欠席等）の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的とした調査。文部科学省が統計法に基づき、すべての国公立小学校、中学校、高等学校等及び教育委員会を対象に毎年実施する。

iv 外国籍児童・生徒数の推移

ア 小学校 児童

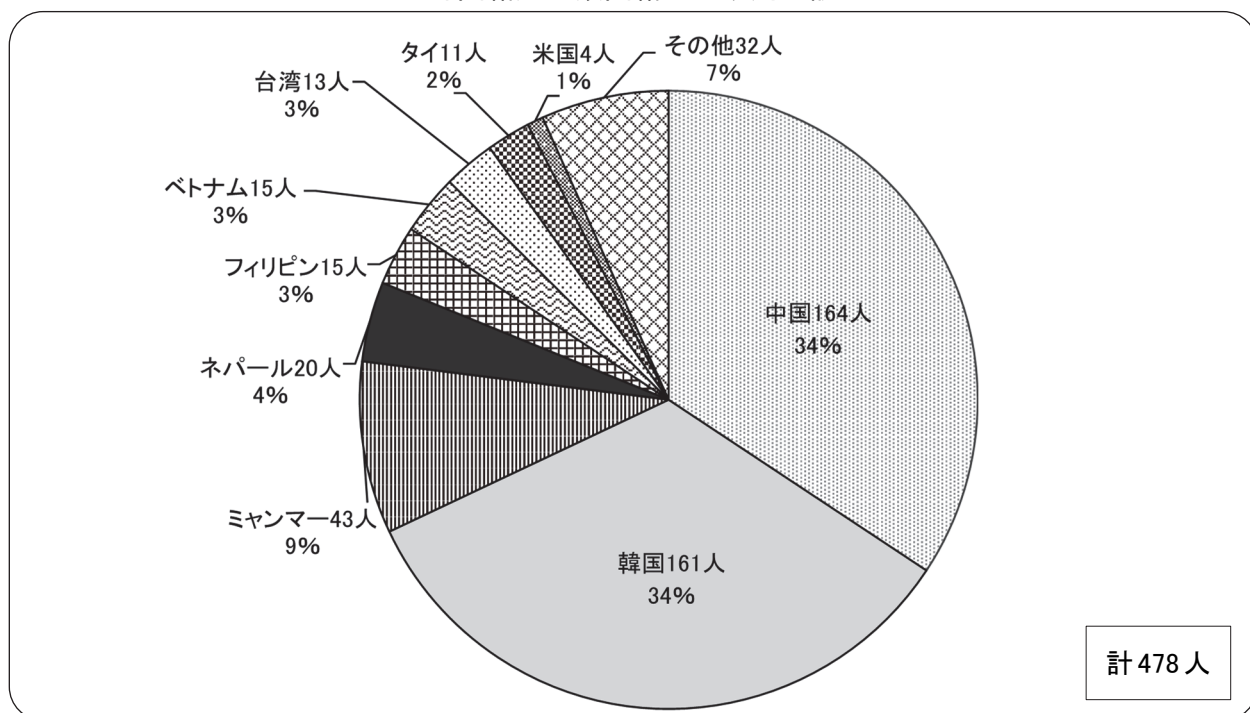
外国籍児童数は、この10年間で約55%増加しています。



(各年度5月1日現在)

【学校基本調査】

外国籍児童数国籍・地域別内訳



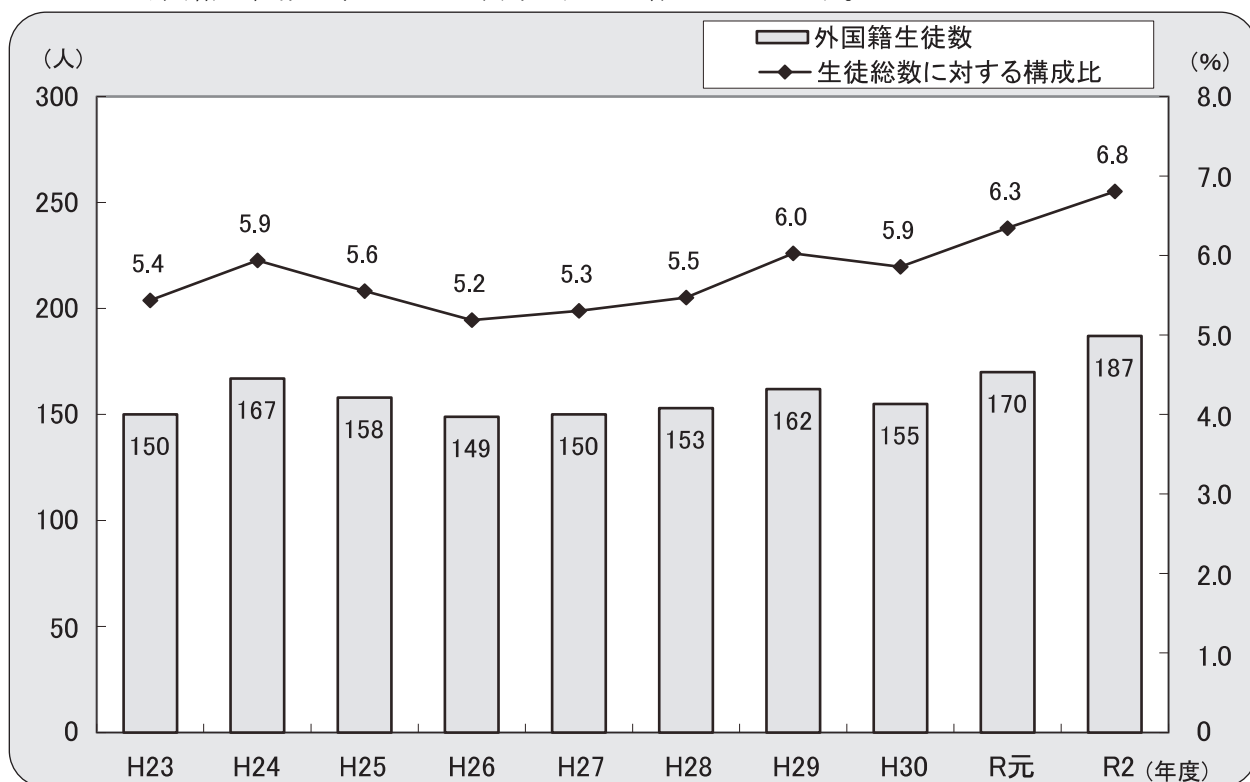
(令和2年5月1日現在)

※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

【学校運営課調べ】

イ 中学校 生徒

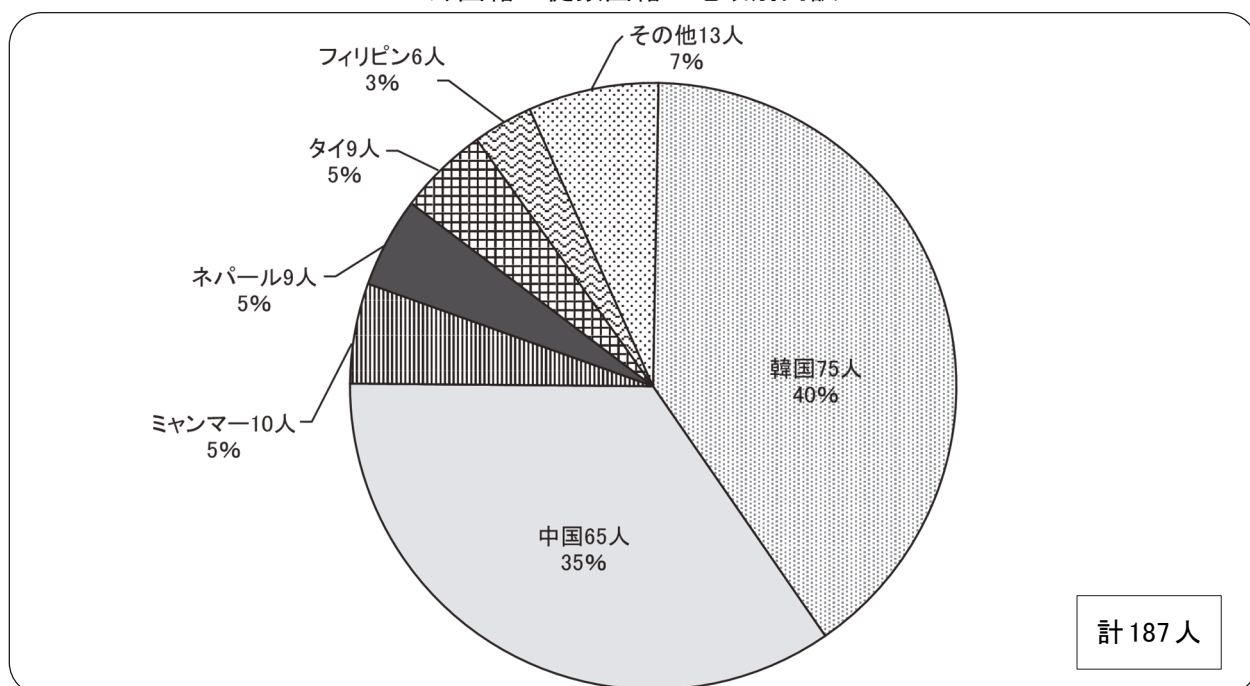
外国籍生徒数は、この10年間で約25%増加しています。



(各年度 5 月 1 日現在)

【学校基本調査】

外国籍生徒数国籍・地域別内訳



(令和 2 年 5 月 1 日現在)

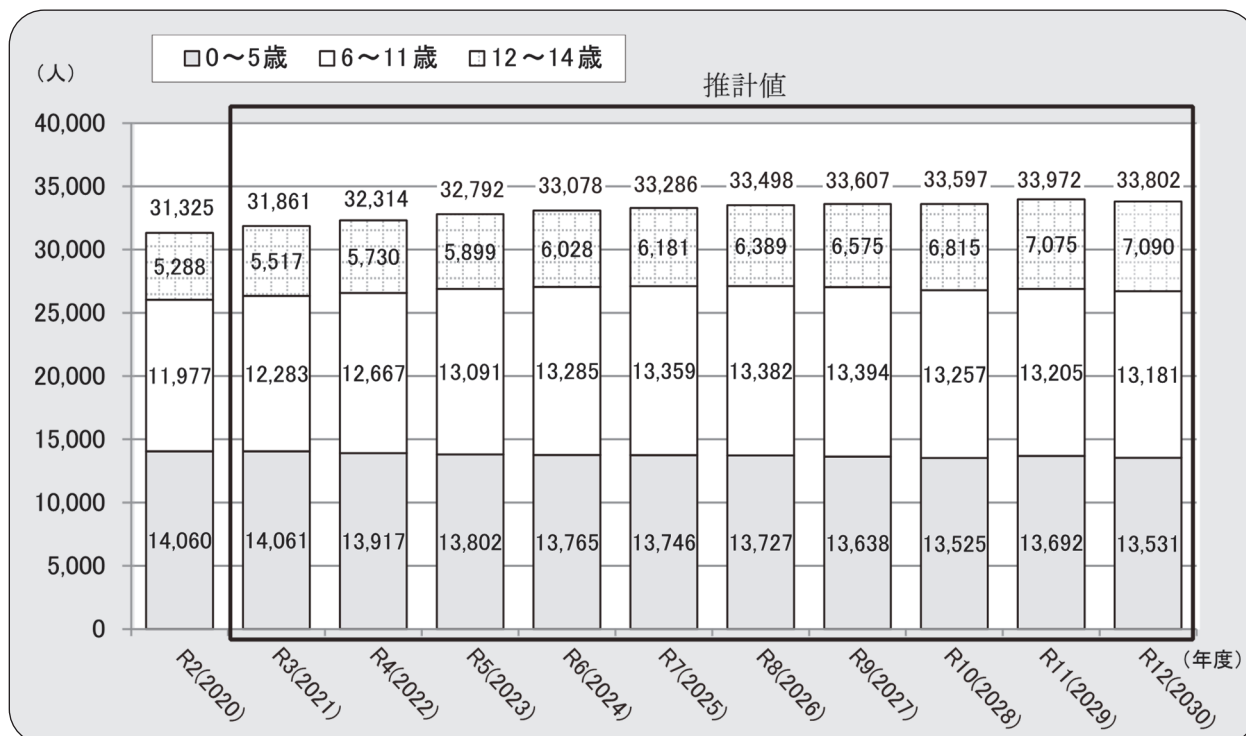
【学校運営課調べ】

※国籍の記載については住民基本台帳の国籍・地域による。

Ⅴ 今後の推計

ア 子ども（0～14歳）の人口の推計

新宿区の子ども数は、当分の間、増加していくと推計されています。

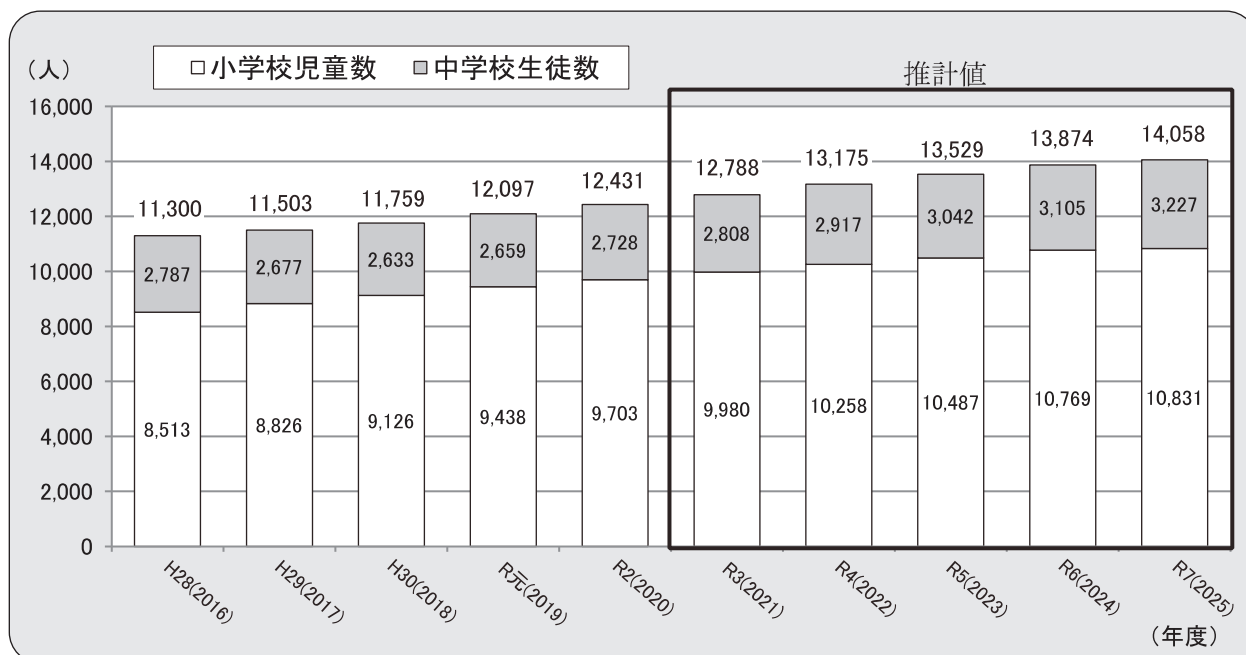


【令和2年12月 新宿自治創造研究所】

※令和2年度は令和2年10月1日住民基本台帳に基づく実績値

※令和3年度以降の将来人口は新宿自治創造研究所の試算を利用

イ 区立小・中学校児童・生徒数の推移と今後の推計



【東京都「教育人口等推計」令和2年度】



個別事業 (令和3年度～5年度)

《第二次実行計画との関係について》

- ・ 個別事業のうち、その全部または一部が新宿区第二次実行計画の計画事業に該当するものについては＜第二次実行計画事業（番号）＞と表示し、年次別計画を示しています。
- ・ 教育ビジョンと第二次実行計画は施策体系が異なるため、事業の名称や構成が相違しているものについては、第二次実行計画事業名を表示しています。

施策体系

3つの柱	10の施策	取組の方向性
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1 確かな学力の向上 2 豊かな心と健やかな体づくり 3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進	1 子ども一人ひとりの学びの保証 2 変化の激しい時代を生きる力の育成 3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実 4 基礎体力の向上と健康な体づくり 5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進 6 幼児教育環境の充実 7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進 8 就学前教育と小学校教育との連携 9 小中連携教育の推進
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	4 地域との連携・協働による教育の推進 5 家庭の教育力の向上支援 6 生涯の学びを支える図書館の充実 7 子どもの安全の推進	10 地域が参画する学校運営の充実 11 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動 12 家庭の教育力向上のための支援の充実 13 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援 14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実 15 子ども読書活動の推進 16 安全教育の充実 17 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備 9 学校の教育力の強化 10 学校環境の整備・充実	18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援 19 特別支援教育の推進 20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実 21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流 22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備 23 教育の質を高める学校運営 24 教職員の勤務環境の改善等 25 教職員の資質・能力の向上 26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備 27 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進

個別事業（令和3年度～5年度） ※【実】は、その全部または一部が新宿区第二次実行計画に位置付けられている事業です。		個別事業 掲載 ページ
1.学力調査を活用した個々の学力の向上 2.学校サポート体制の充実 3.放課後等学習支援 4.ＩＣＴを活用した教育の充実【実】 5.主体的・対話的で深い学びの実現		26
6.外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 7.英検チャレンジ 8.サイエンス・プログラムの推進 9.環境教育の推進		28
10.人権教育の推進 11.道徳教育の充実 12.平和教育の推進【実】 13.障害者理解教育の推進【実】 14.主権者教育等の推進 15.キャリア教育の推進 16.国際理解教育及び英語教育の推進【実】 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】 18.幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 19.児童会・生徒会活動の充実 20.体験的な活動の推進 21.移動教室等における自然体験活動の実施 22.部活動運営支援事業		31
23.スポーツへの関心と体力の向上 24.食育の推進 25.子どもの生活習慣病の予防 26.スクールカウンセラーの配置		36
16.国際理解教育及び英語教育の推進【実】【再掲】 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】【再掲】 13.障害者理解教育の推進【実】【再掲】 23.スポーツへの関心と体力の向上【再掲】		38
27.公立幼稚園における幼児教育等の推進 28.幼稚園子育て支援事業の実施		40
29.就学前教育合同研修等の充実		40
30.スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善 31.保・幼・子・小合同会議の実施 32.入学前プログラムの実施		41
33.小中連携教育の推進		41
34.地域協働学校の充実【実】 35.学校評価の充実		43
36.スクールスタッフの活用 37.スクール・コーディネーターの活動 17.伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実【実】【再掲】		44
32.入学前プログラムの実施【再掲】 38.多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施		46
39.ＰＴＡ活動への支援 40.保護者の学校行事等への参加促進		46
41.魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等） 42.区民の視点からの図書館サービスのあり方検討 43.新中央図書館等の建設【実】		47
44.子ども読書活動の推進 45.絵本でふれあう子育て支援事業 46.学校図書館の充実		48
47.安全教育の推進 48.情報モラル教育の推進		49
49.学校安全対策の充実 50.学校防災対策の充実		50
51.いじめ防止対策の推進 52.不登校児童・生徒への支援【実】 26.スクールカウンセラーの配置【再掲】 53.教育相談体制の充実 54.児童・生徒理解を進める研修の実施		51
55.特別支援教育の推進【実】 56.学校に対する巡回指導・相談体制の充実		54
57.日本語サポート指導【実】 58.外国籍等の子どもや保護者への教育支援等 59.外国籍の子どもへの就学支援		55
60.共同学習の推進		56
3.放課後等学習支援【再掲】 46.学校図書館の充実【再掲】 61.専門人材を活用した教育相談体制の充実 53.教育相談体制の充実【再掲】 62.公立幼稚園保護者の負担軽減 63.就学援助 64.奨学資金の貸付		56
65.創意工夫ある教育活動の推進 66.教育課題研究校の指定 67.学校経営力の向上 35.学校評価の充実【再掲】 34.地域協働学校の充実【実】【再掲】		59
61.専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】 22.部活動運営支援事業【再掲】 68.学校の法律相談体制の整備 69.教員の働き方の意識改革等		61
70.ＯＪＴの充実 71.学校支援アドバイザーの派遣 72.経験と職層に応じた研修の充実		62
73.学校施設の改善【実】 46.学校図書館の充実【再掲】 4.ＩＣＴを活用した教育の充実【実】【再掲】		63
74.通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 75.学校施設の長寿命化の推進【実】		64

平成 30～令和 2 年度個別事業と令和 3～5 年度個別事業の比較

【関係区分】

新規 : 新たに取り組むもの
 拡充 : 取組を拡充するもの
 継続 : 引き続き取り組むもの
 終了 : 取組を終了するもの

柱 1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

<平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業>

<令和3(2021)～5(2023)年度個別事業>

柱	10の 施策	取組の方向性	平成30(2018)～令和2(2020)年度 個別事業	10の 施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度 個別事業	関係区分	担当課		
柱1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現	1	1 確かな学力の向上	1 子ども一人ひとりの 学びの保証	1 学力調査を活用した個々の学 力の向上	1 学力調査を活用した個々の学 力の向上		継続	教育指導課		
				2 学校サポート体制の充実 [実]	2 学校サポート体制の充実		継続	教育指導課		
		3 放課後等学習支援		3 放課後等学習支援		継続	教育支援課			
		4 ICTを活用した教育の充実 [実]		4 ICTを活用した教育の充実 [実]		拡充	教育指導課			
		5 主体的・対話的で深い学びの 実現		5 主体的・対話的で深い学びの 実現		継続	教育指導課			
		2 変化の激しい時代 を生きる力の育成	6 ICTを活用した英語教育の推 進 [実]	(個別事業4「ICTを活用した教育の充実」 へ統合)						
			7 外国人英語教育指導員の配 置の充実 [実]	6 外国人英語教育指導員を活 用した英語教育の推進		継続	教育支援課			
			8 英検チャレンジ [実]	7 英検チャレンジ		継続	教育支援課			
			9 サイエンス・プログラムの推進	8 サイエンス・プログラムの推進		継続	教育支援課			
			10 環境教育の推進 [実]	9 環境教育の推進		継続	教育支援課			
		2 豊かな心と健やかな体づくり	3 豊かな人間性と社 会性を育む教育の 充実	11 人権教育の推進 12 道徳教育の充実 13 平和教育の推進 [実] 14 障害者理解教育の推進 [実] 15 主権者教育等の推進 16 キャリア教育の推進 17 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実] 18 伝統文化理解教育の推進 [実] 19 幼児・児童・生徒間等の交流 活動の充実 20 児童会・生徒会活動の充実 21 体験的な活動の充実 22 移動教室等における自然体 験活動の実施	10 人権教育の推進	10 人権教育の推進		継続	教育指導課	
					11 道徳教育の充実	11 道徳教育の充実		継続	教育指導課	
		12 平和教育の推進 [実]			12 平和教育の推進 [実]		継続	教育支援課		
		13 障害者理解教育の推進 [実]			13 障害者理解教育の推進 [実]		拡充	教育指導課		
		14 主権者教育等の推進			14 主権者教育等の推進		継続	教育指導課		
		15 キャリア教育の推進			15 キャリア教育の推進		継続	教育支援課		
		16 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実]			16 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実]		継続	教育支援課		
		17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会 の充実 [実]			17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会 の充実 [実]		継続	教育支援課		
		18 幼児・児童・生徒間等の交流 活動の充実			18 幼児・児童・生徒間等の交流 活動の充実		継続	教育指導課 教育支援課		
		19 児童会・生徒会活動の充実			19 児童会・生徒会活動の充実		継続	教育支援課		
		20 体験的な活動の推進			20 体験的な活動の推進		継続	教育指導課 教育支援課		
		21 移動教室等における自然体 験活動の実施			21 移動教室等における自然体 験活動の実施		継続	教育支援課		
		22 部活動運営支援事業			22 部活動運営支援事業		継続	教育支援課		
		4 基礎体力の向上と 健康な体づくり			23 スポーツへの関心と体力の向 上 [実] 24 食育の推進 25 子どもの生活習慣病の予防 26 スクールカウンセラーの配置 [実]	23 スポーツへの関心と体力の向 上	23 スポーツへの関心と体力の向 上		継続	教育指導課
						24 食育の推進	24 食育の推進		継続	教育指導課
						25 子どもの生活習慣病の予防	25 子どもの生活習慣病の予防		継続	学校運営課
						26 スクールカウンセラーの配置 [実]	26 スクールカウンセラーの配置		継続	教育支援課
		5 東京2020オリンピ ック・パラリンピック 競技大会を契機と した教育の推進			17 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実]【再掲】 18 伝統文化理解教育の推進 [実]【再掲】 14 障害者理解教育の推進 [実] 【再掲】 23 スポーツへの関心と体力の向 上 [実]【再掲】	16 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実]【再掲】	16 国際理解教育及び英語教育 の推進 [実]【再掲】		継続	教育支援課
						17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会 の充実 [実]【再掲】	17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会 の充実 [実]【再掲】		継続	教育支援課
						13 障害者理解教育の推進 [実] 【再掲】	13 障害者理解教育の推進 [実] 【再掲】		拡充	教育指導課
	23 スポーツへの関心と体力の向 上 【再掲】					23 スポーツへの関心と体力の向 上 【再掲】		継続	教育指導課	

＜平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業＞

＜令和3(2021)～5(2023)年度個別事業＞

柱	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	関係区分	担当課
柱1 はぐくむ質の高い学校教育の実現	3	就学前から中学校までのつながりのある教育の推進		3	就学前から中学校までのつながりのある教育の推進			
	6	幼児教育環境の充実	27 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 [実]	6	幼児教育環境の充実	27 公私立幼稚園における幼児教育等の推進	継続	学校運営課
			28 幼稚園子育て支援事業の実施			28 幼稚園子育て支援事業の実施	継続	学校運営課
	7	幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進	29 就学前教育合同研修等の充実	7	幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進	29 就学前教育合同研修等の充実	継続	教育指導課
	8	就学前教育と小学校教育との連携	30 スタートカリキュラムづくりや指導方法の改善	8	就学前教育と小学校教育との連携	30 スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善	継続	教育指導課
			31 保・幼・子・小合同会議の実施			31 保・幼・子・小合同会議の実施	継続	教育指導課
						32 入学前プログラムの実施	継続	教育支援課
	9	小中連携教育の推進	32 小中連携教育の推進	9	小中連携教育の推進	33 小中連携教育の推進	継続	教育指導課

柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

＜平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業＞

＜令和3(2021)～5(2023)年度個別事業＞

柱	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	関係区分	担当課
柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現	4	地域との連携・協働による教育の推進		4	地域との連携・協働による教育の推進			
	10	地域が参画する学校運営の充実	33 地域協働学校の充実 [実]	10	地域が参画する学校運営の充実	34 地域協働学校の充実 [実]	拡充	教育支援課
			34 学校評価の充実 [実]			35 学校評価の充実	継続	教育指導課
		新宿の多様な社会の資源を活かした教育活動	35 スクールスタッフの活用		新宿の多様な社会の資源を活かした教育活動	36 スクールスタッフの活用	継続	教育支援課
			36 スクール・コーディネーターの活動			37 スクール・コーディネーターの活動	継続	教育支援課
	11	会的資源を活かした教育活動		11	会的資源を活かした教育活動	17 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 [実]【再掲】	継続	教育支援課
			37 文化・芸術等を学ぶ機会の充実			(個別事業17「伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実」へ統合)		
	5	家庭の教育力の向上支援		5	家庭の教育力の向上支援			
	12	家庭の教育力向上のための支援の充実	38 入学前プログラムの実施	12	家庭の教育力向上のための支援の充実	32 入学前プログラムの実施【再掲】	継続	教育支援課
			39 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施			38 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施	継続	教育支援課
	13	家庭教育を担う保護者同士の学びの支援	40 PTA活動への支援	13	家庭教育を担う保護者同士の学びの支援	39 PTA活動への支援	継続	教育支援課
			41 保護者の学校行事等への参加促進			40 保護者の学校行事等への参加促進	継続	教育支援課
	6	生涯の学びを支える図書館の充実		6	生涯の学びを支える図書館の充実			
	14	区民にやさしい知識の拠点をめざした図書館の充実	42 図書館利用機会の充実(「毎日開館体制」の構築) [実]	14	区民にやさしい知識の拠点をめざした図書館の充実		終了	
			43 魅力ある情報資源の整備充実(電子書籍等) [実]			41 魅力ある情報資源の整備充実(電子書籍等)	継続	中央図書館
						42 区民の視点からの図書館サービスのあり方検討	新規	中央図書館
			44 新中央図書館等の建設 [実]			43 新中央図書館等の建設 [実]	継続	中央図書館
	15	子ども読書活動の推進	45 子ども読書活動の推進 [実]	15	子ども読書活動の推進	44 子ども読書活動の推進	継続	中央図書館
			46 絵本でふれあう子育て支援事業 [実]			45 絵本でふれあう子育て支援事業	継続	中央図書館
			47 学校図書館の充実 [実]			46 学校図書館の充実	継続	教育支援課 中央図書館
			48 朝読書の推進			(個別事業46「学校図書館の充実」へ統合)		
	7	子どもの安全の推進		7	子どもの安全の推進			
	16	安全教育の充実	49 安全教育の推進	16	安全教育の充実	47 安全教育の推進	継続	教育指導課
			50 情報モラル教育の推進			48 情報モラル教育の推進	継続	教育指導課
	17	地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進	51 学校安全対策の充実	17	地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進	49 学校安全対策の充実	継続	教育調整課 教育支援課 学校運営課
			52 学校防災対策の充実			50 学校防災対策の充実	継続	教育調整課

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

<平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業>

<令和3(2021)～5(2023)年度個別事業>

柱	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	関係区分	担当課
柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現	8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備			8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備				
	18 いじめ・不登校等の防止	53	いじめ防止対策の推進	18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援	51	いじめ防止対策の推進	継続	教育指導課
		54	児童・生徒の不登校対策【実】		52	不登校児童・生徒への支援【実】	拡充	教育指導課 教育支援課
		26	スクールカウンセラーの配置【実】【再掲】		26	スクールカウンセラーの配置【再掲】	継続	教育支援課
		55	教育相談体制の充実		53	教育相談体制の充実	継続	教育支援課
		56	児童・生徒理解を進める研修の実施		54	児童・生徒理解を進める研修の実施	継続	教育指導課
	19 特別支援教育の推進	57	特別支援教育の推進【実】	19 特別支援教育の推進	55	特別支援教育の推進【実】	拡充	教育支援課
		58	中学校への特別支援教室の開設【実】				終了	
		59	学校に対する巡回指導・相談体制の充実		56	学校に対する巡回指導・相談体制の充実	継続	教育支援課
	20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	60	日本語サポート指導【実】	20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実	57	日本語サポート指導【実】	拡充	教育支援課
		61	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等		58	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等	継続	教育支援課
					59	外国籍の子どもへの就学支援	新規	学校運営課
	21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流	62	共同学習の推進	21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流	60	共同学習の推進	継続	教育支援課
	22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備	3	放課後等学習支援【再掲】	22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備	3	放課後等学習支援【再掲】	継続	教育支援課
		47	学校図書館の充実【実】【再掲】		46	学校図書館の充実【再掲】	継続	教育支援課 中央図書館
		63	専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】		61	専門人材を活用した教育相談体制の充実	継続	教育指導課 教育支援課
		55	教育相談体制の充実【再掲】		53	教育相談体制の充実【再掲】	継続	教育支援課
		64	公私立幼稚園保護者の負担軽減		62	公私立幼稚園保護者の負担軽減	継続	学校運営課
		65	就学援助		63	就学援助	継続	学校運営課
		66	奨学資金の貸付		64	奨学資金の貸付	継続	教育調整課
	9 学校の教育力の強化			9 学校の教育力の強化				
	23 教育の質を高める学校運営	67	創意工夫ある教育活動の推進【実】	23 教育の質を高める学校運営	65	創意工夫ある教育活動の推進	継続	教育支援課
		68	教育課題研究校の指定		66	教育課題研究校の指定	継続	教育指導課
		69	学校経営力の向上		67	学校経営力の向上	継続	教育指導課
		34	学校評価の充実【実】【再掲】		35	学校評価の充実【再掲】	継続	教育指導課
		33	地域協働学校の充実【実】【再掲】		34	地域協働学校の充実【実】【再掲】	拡充	教育支援課
	24 教職員の勤務環境の改善等	63	専門人材を活用した教育相談体制の充実【実】【再掲】	24 教職員の勤務環境の改善等	61	専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】	継続	教育指導課 教育支援課
		70	部活動を支える環境の整備【実】		22	部活動運営支援事業【再掲】	継続	教育支援課
		71	学校の法律相談体制の整備		68	学校の法律相談体制の整備	継続	教育指導課
		72	教員の働き方の意識改革等		69	教員の働き方の意識改革等	継続	教育指導課
	25 教職員の資質・能力の向上	73	OJTの推進	25 教職員の資質・能力の向上	70	OJTの充実	継続	教育指導課
		74	学校支援アドバイザーの派遣		71	学校支援アドバイザーの派遣	継続	教育指導課
		75	経験と職層に応じた研修の充実		72	経験と職層に応じた研修の充実	継続	教育指導課

＜平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業＞

＜令和3(2021)～5(2023)年度個別事業＞

柱	10の施策	取組の方向性	平成30(2018)～令和2(2020)年度個別事業	10の施策	取組の方向性	令和3(2021)～5(2023)年度個別事業	関係区分	担当課
柱3 時代の 変化に 対応し た、子 ども が い き い き 学 ぶ 教 育 環 境 の 実 現	10	学校環境の整備・充実		10	学校環境の整備・充実			
			76 学校施設の改善 [実]			73 学校施設の改善 [実]	継続	学校運営課
			47 学校図書館の充実 [実]【再掲】			46 学校図書館の充実【再掲】	継続	教育支援課 中央図書館
			4 ICTを活用した教育の充実 [実]【再掲】			4 ICTを活用した教育の充実 [実]【再掲】	拡充	教育指導課
			77 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 [実]			74 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営	継続	学校運営課
			78 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定 [実]			75 学校施設の長寿命化の推進 [実]	継続	学校運営課
柱3 時代の 変化に 対応し た、子 ども が い き い き 学 ぶ 教 育 環 境 の 実 現	10	学校環境の整備・充実		10	学校環境の整備・充実			
			76 学校施設の改善 [実]			73 学校施設の改善 [実]	継続	学校運営課
			47 学校図書館の充実 [実]【再掲】			46 学校図書館の充実【再掲】	継続	教育支援課 中央図書館
			4 ICTを活用した教育の充実 [実]【再掲】			4 ICTを活用した教育の充実 [実]【再掲】	拡充	教育指導課
			77 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 [実]			74 通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営	継続	学校運営課
			78 公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別計画の策定 [実]			75 学校施設の長寿命化の推進 [実]	継続	学校運営課

柱 1 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

施策 1 確かな学力の向上

取組の方向性 1 子ども一人ひとりの学びの保証

1. 学力調査を活用した個々の学力の向上

国の調査に加え、小学校 2 年生から中学校 3 年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、指導の改善に役立てることにより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。

2. 学校サポート体制の充実

学習指導要領^{*1}に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員^{*2}を配置します。

また、スクールスタッフ^{*3}や学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。

3. 放課後等学習支援

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に放課後等学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。

さらに、放課後等学習支援におけるタブレット端末の活用に向けた検討を進めていきます。

^{*1} 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各校ではこの学習指導要領をふまえ、地域や学校の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

^{*2} 学習指導支援員…学校運営におけるさまざまな課題への対応を支援し、子どもの実態に応じたきめ細かな指導を行うため各学校に配置する会計年度任用講師。学校のさまざまな校務を分掌することもできる。

^{*3} スクールスタッフ…授業支援やクラブ・部活動支援等を行うための有償ボランティア。各学校で必要とする人材を地域から受け入れている。

4. ICT^{*4}を活用した教育の充実 <第二次実行計画事業 18>

児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。

また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築した ICT 環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
プログラミング教育 等の本格実施 児童・生徒1人1台 のタブレット端末の整備 ICT支援員の増員 2 名 「算数」の指導用デ ジタル教材の導入 (小学校 1～6 年生)	「新宿区版GIGAス クール構想」に基づく 学校教育の推進 ○ 個別最適化学習 の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保	[継続]	[継続]	「新宿区版GIGAス クール構想」に基づく 学校教育の推進
	端末・ソフトウェア等 の運用保守	[継続]	[継続]	

※「新宿区版GIGAスクール構想」については、5 ページで紹介しています。

5. 主体的・対話的で深い学びの実現

すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。

夏季集中研修会等、区が主催する研修会の実施や教育課題研究校^{*5}による実践成果の発表等により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各校の校内研究会やOJT^{*6}の充実を図ります。

^{*4} ICT…Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

^{*5} 教育課題研究校…区のエデュケーション課題に対応するため、教育委員会とともに 2 年間の調査研究・実践研究を行う、教育委員会の指定を受けた学校

^{*6} OJT…On-the-Job Training の略。職業指導手法のひとつで、上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・態度等を指導し、習得させ、育成すること。

取組の方向性2 変化の激しい時代を生きる力の育成

6. 外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進

小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また、英語を活用して積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。

このことから、外国人英語教育指導員^{*7}を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。

また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。

7. 英検チャレンジ

生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。

合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。

8. サイエンス・プログラムの推進

児童・生徒の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人^{*8}の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。

小学校では、観察・実験等の授業支援のため観察・実験アシスタントを配置するとともに、専門性の高い人材を理科実験名人として派遣し、特別なプログラムによる理科実験授業を行います。

中学校では、科学の力が日常生活にいかに役立てられているかを学ぶため、大学と連携し先端技術を活用した授業を実施します。

また、教育センターでは、希望者を対象としてさまざまな分野の実験・観察やプログラミング学習を行う理科実験教室を実施します。

^{*7} 外国人英語教育指導員…外国語（英語）教育において、子どもたちがネイティブ・スピーカーによる英語に触れたり、国際理解を深めたりする機会を増やすために小・中学校に派遣する外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）の新宿区における呼称

^{*8} 理科実験名人…小学校で特別プログラムの理科実験を行い、児童の理科学習に対する興味・関心を高めるために派遣する講師

9. 環境教育の推進

環境の保全についての理解や自然環境の保全に寄与する態度を育成するため、みどりのカーテン^{*9}やビオトープ、太陽光発電システム等が整備された学校施設、児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動等を通して環境学習の取組を推進します。また、こうした学校での環境学習を広く発信するため環境学習発表会を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs^{*10}）」の実現に向けた学校における環境教育の取組を推進していきます。

^{*9} みどりのカーテン…地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和を目的として、区内の小・中学校にゴーヤの苗、種、肥料等を配付し、児童・生徒が育てる取組。環境学習の教材としても活用する。

^{*10} SDGs…2015年に国連で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す17の目標。国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めたすべての人が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められている。

SDGsの推進

1 SDGs（エスディージーズ）とは

SDGs（エスディージーズ）とは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことであり、2015年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択されました。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本でもSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針のもと積極的に取り組んでいます。

2 SDGsで掲げる17の国際目標（17のゴール）

SDGsでは、社会が抱える問題を解決し、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すために、「貧困」「保健」「教育」「エネルギー」「気候変動」「まちづくり」など17分野にわたる国際目標を掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	1. 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに 	2. 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を 	3. すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに 	4. 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう 	5. ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に 	6. 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう 	15. 陸の豊かさを守ろう
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に	17 パートナリープで目標を達成しよう 	17. パートナリープで目標を達成しよう		

3 学校におけるSDGsの取組

学校では、総合的な学習の時間を中心に、特別の教科 道徳、理科、社会等の各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会を捉えて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

※教育ビジョンにおけるSDGsの推進の考え方については、5ページに掲載しています。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

取組の方向性3 豊かな人間性と社会性を育む教育の充実

10. 人権教育の推進

人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。

そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。

11. 道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」^{*11}（以下「道徳科」という。）の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師^{*12}を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。

また、道徳授業地区公開講座^{*13}を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいきます。

さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各校の道徳教育の充実を図ります。

^{*11} 特別の教科 道徳…国は、平成 27 年 3 月に学校教育法施行規則を一部改正し、「道徳」を「特別の教科 道徳」と位置付けた。小学校では平成 30 年 4 月、中学校では平成 31 年 4 月から全面実施している。

^{*12} 道徳教育推進教師…各校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員

^{*13} 道徳授業地区公開講座…学校、家庭及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図ることを目的として全区立学校で実施する公開講座

12. 平和教育の推進 <第二次実行計画事業 64「平和啓発事業の推進」を含む>

児童・生徒が平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して平和教育を推進します。

また、戦争体験者DVDの活用や、「平和のポスター展」の作品づくり等を通して、平和や命の尊さを考える取組を行います。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
「児童・生徒質問紙調査」の平和な地域・社会を愛する心情に関する項目において、自分の住む地域や社会をよくしたいと回答した児童・生徒の割合 89.2%	平和のポスター展の開催	[継続]	[継続]	「児童・生徒質問紙調査」の平和な地域・社会を愛する心情に関する項目において、自分の住む地域や社会をよくしたいと回答した児童・生徒の割合 90%

13. 障害者理解教育の推進 <第二次実行計画事業 19②>

東京 2020 大会のレガシー（有益な遺産）として、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて障害者理解が深まったと回答した割合 85%	障害者スポーツ体験事業の実施(区立学校全 40 校)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて障害者理解が深まったと回答した割合 95% (令和 3 年度末)
	障害者理解教育推進教材の配付・活用及び改訂	—	—	

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

14. 主権者教育等の推進

選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。

このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」、「金銭・金融教育」、「消費者教育」等の実社会につながる学習を各校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。

15. キャリア教育^{*14}の推進

児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。

小学校では、将来の生活や社会、職業等との関連を児童が意識できるよう、「職場見学」や社会人講話等、地域とのかかわる活動等を行います。中学校では、勤労の尊さや生産の喜びを感じ、自己の能力や興味・関心等についての理解を深める活動として、中学校2年生を対象に「職場体験」活動を実施するとともに、さまざまな取組を通して、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導や援助を行います。

小学校の「職場見学」や、中学校の「職場体験」については、スクール・コーディネーター^{*15}や地域協働学校運営協議会^{*16}が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校^{*17}の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。

^{*14} キャリア教育…児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育

^{*15} スクール・コーディネーター…「総合的な学習の時間」の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役として、学校に地域の教育力を橋渡しするために、各学校に配置する非常勤職員

^{*16} 地域協働学校運営協議会…地域協働学校の運営や、学校評価、学校支援活動について協議するため、各小・中学校に設置する協議機関。地域住民・保護者・教職員等を委員として委嘱し、月一回程度会議を開催する。

^{*17} 地域協働学校…地域住民・保護者・教職員等で組織する地域協働学校運営協議会が、学校運営に関する事項について協議し校長等に意見を述べるとともに、学校の運営状況について評価を行うほか、地域住民の参画を進めるため、さまざまな支援部を協議会内に設置し、学校運営や教育活動を支援するしくみ。新宿版のコミュニティ・スクールを「地域協働学校」と称する。

16. 国際理解教育及び英語教育の推進 <第二次実行計画事業 20「英語キャンプの実施」を含む>

東京 2020 大会のレガシー（有益な遺産）として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 93%	英語キャンプの実施 (小学校 5・6 年生/ 中学校 1・2 年生)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 95% (令和 3 年度末)

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 <第二次実行計画事業 19①>

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽[狂言]）を実施するとともに、中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化（歌舞伎・能楽等）の鑑賞体験、和楽器演奏体験等を実施します。

また、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京 2020 大会のレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて日本の 伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90%	伝統文化体験教室 (小学校全 29 校)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて日本の 伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90% (令和 3 年度末)
	染色業の学習または 伝統文化の鑑賞 (中学校全 10 校)	—	—	
	和楽器体験 (中学校全 10 校)	—	—	

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

18. 幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実

友人との良好な関係や集団への積極的なかかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習^{*18}等の活動を充実します。

19. 児童会・生徒会活動の充実

異年齢の児童・生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る児童会・生徒会活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができる思考力・判断力・表現力や、多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成します。

中学校の生徒会活動については、生徒会が主体的に企画・運営する学校行事・ボランティア活動や各校の生徒会役員が交流する機会を継続していくことで、東京 2020 大会後のレガシー（有益な遺産）を残していけるようにしていきます。

20. 体験的な活動の推進

人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわる体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。

また、合唱や演奏、英語による体験活動、環境に関する学習発表等、児童・生徒が保護者や地域の方へ学習の成果を発表したり、多様な他者と協働したりする機会を支援するとともに、各校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。

21. 移動教室等における自然体験活動の実施

児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。

小学校の移動教室では、日光・館山・伊那で地域の特性を活かした生活や文化、社会活動を中心とした活動を行い、中学校及び小・中学校特別支援合同移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験を中心とした活動を実施します。

また、夏季休業中の自然体験活動（夏季施設）として、希望者（主に 5 年生）を対象に、女神湖高原学園でハイキングや飯ごう炊さん等の野外活動等を行います。

区外学習施設として使用している女神湖高原学園は建設から 20 年以上が経過しています。平成 29 年 2 月に策定された公共施設等総合管理計画^{*19}では、女神湖高原学園について「将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する」「区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う」とされています。こうした方針をふまえ、今後の施設のあり方と、より教育効果の高い体験活動の実施手法について検討していきます。

^{*18} 交流及び共同学習…障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、教科等のねらいを達成することを目的として実施する学習や教育活動

^{*19} 公共施設等総合管理計画…区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針。平成 29 年 2 月策定。

22. 部活動運営支援事業

平成 30 年 6 月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。

取組の方向性 4 基礎体力の向上と健康な体づくり

23. スポーツへの関心と体力の向上

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」*20を実施します。（中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチ*21を中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています）

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

24. 食育の推進

学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダー*22を育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、内藤かぼちゃや鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。

25. 子どもの生活習慣病の予防

小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、区立小学校は 4 年生以上、区立中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。

要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレットを交付するとともに、区内 4 か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。

*20 スポーツギネス新宿…さまざまな運動の経験と記録向上への挑戦を通して、運動の楽しさに触れ、運動の日常化と体力の向上を図る区の取組

*21 ダブルダッチ…2本の縄を使って跳ぶ縄跳び。2人で縄を回し、1人以上の跳び手がさまざまな姿勢で跳ぶもの

*22 食育推進リーダー…各校に置く、食の教育推進の中核を担う教職員

26. スクールカウンセラー^{*23}の配置

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

^{*23} スクールカウンセラー…不登校をはじめ、子どもや保護者等からのさまざまな相談に応じるため各校に配置する心理士等

取組の方向性5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

16. 国際理解教育及び英語教育の推進 <第二次実行計画事業20「英語キャンプの実施」を含む>【再掲】

東京2020大会のレガシー（有益な遺産）として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。

また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然な形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 93%	英語キャンプの実施 (小学校5・6年生/ 中学校1・2年生)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合 95% (令和3年度末)

※東京2020大会開催の翌年度以降は、東京2020大会のレガシー（有益な遺産）として取組を継続していきます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 <第二次実行計画事業19①>【再掲】

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実に図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽[狂言]）を実施するとともに、中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化（歌舞伎・能楽等）の鑑賞体験、和楽器演奏体験等を実施します。

また、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京2020大会のレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90%	伝統文化体験教室 (小学校全 29 校)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90% (令和 3 年度末)
	染色業の学習または 伝統文化の鑑賞 (中学校全 10 校)	—	—	
	和楽器体験 (中学校全 10 校)	—	—	

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

13. 障害者理解教育の推進 <第二次実行計画事業 19②> 【再掲】

東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて障害者理解が深まったと回答した割合 85%	障害者スポーツ体験事業の実施(区立学校全 40 校)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて障害者理解が深まったと回答した割合 95% (令和 3 年度末)
	障害者理解教育推進教材の配付・活用及び改訂	—	—	

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

23. スポーツへの関心と体力の向上 【再掲】

児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。(中学校では授業やその合間に実施できるダブルダッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています)

記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。

また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

取組の方向性6 幼児教育環境の充実

27. 公私立幼稚園における幼児教育等の推進

幼児教育・保育の無償化が始まり、公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより保護者の選択の幅が広がる中、区立幼稚園及び区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。

また、子ども・子育て支援事業計画^{*24}で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。

28. 幼稚園子育て支援事業の実施

区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業^{*25}（地域子育て支援拠点事業）を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。

取組の方向性7 幼稚園・保育園・子ども園の連携の推進

29. 就学前教育合同研修等の充実

区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより良い就学前教育の場となるように、取組を充実します。

^{*24} 子ども・子育て支援事業計画…子ども・子育て支援法第2条（基本理念）をふまえ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質の改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、保育施設の整備による定員の確保数や、子育て支援事業の確保数等を年度別に定めた区の計画

^{*25} つどいのへや事業…子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業の一つとして、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業で、未就園の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集うことのできる場の提供、子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、援助や地域の子育て関連情報の提供、講習等の実施を行う事業

取組の方向性8 就学前教育と小学校教育との連携

30. スタートカリキュラム^{*26}の実施や指導方法の改善

小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。

幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、幼稚園教育要領^{*27}に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童・生徒の生きる力を育てていきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。

31. 保・幼・子・小合同会議の実施

区立小学校では、就学前教育との円滑な接続を図るため、全小学校の学校公開時等に、保育・幼児教育施設の関係者とともに、卒園した新入生の授業の様子を観察しながら子どもの実態や指導のあり方について相互理解を深め、意見交換や合同研究を行う機会として保・幼・子・小合同会議を実施します。

この会議を通じて、アプローチカリキュラム^{*28}やスタートカリキュラムについても、幼児や児童の実態に合ったものになるよう、改善のための協議を進めていきます。

32. 入学前プログラムの実施

小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。

取組の方向性9 小中連携教育の推進

33. 小中連携教育の推進

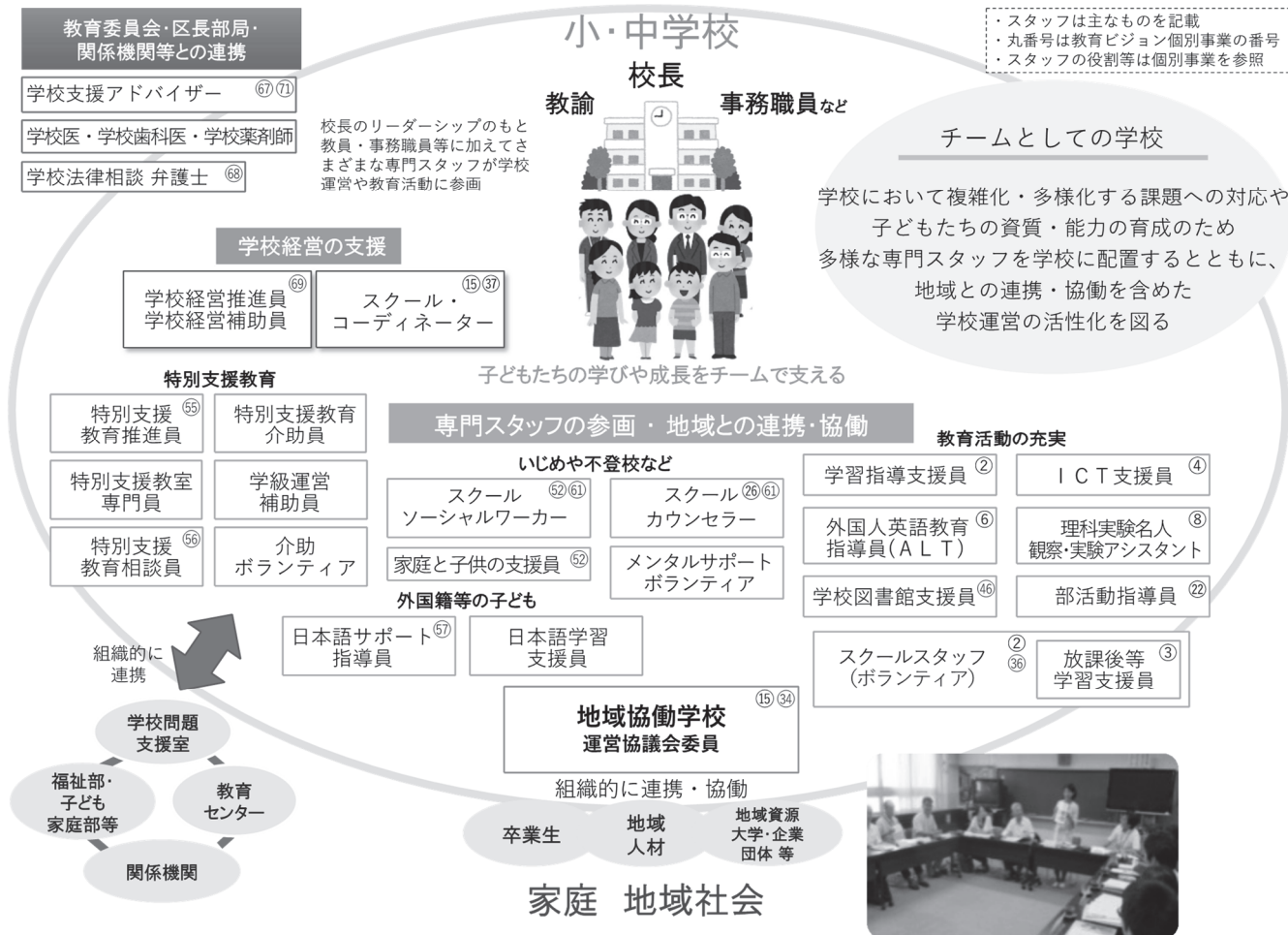
中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、各学校の学習指導や生活指導の充実を図ります。

^{*26} スタートカリキュラム…小学校に入学した児童が、幼稚園・保育所・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、スムーズに学校生活に適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム

^{*27} 幼稚園教育要領…全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき文部科学省が定めた基準。各園ではこの幼稚園教育要領をふまえ、地域や園の実態に応じて教育課程（カリキュラム）を編成する。

^{*28} アプローチカリキュラム…幼児期の遊びを通じた学びが小学校の生活や学習で生かされ、幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするために工夫された5歳児後半の教育課程

チームとしての学校 全体像



柱2 新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

取組の方向性10 地域が参画する学校運営の充実

34. 地域協働学校の充実 <第二次実行計画事業13「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」>

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。また、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、私立中学・公私立高等学校、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

そのほか、それぞれの学校において、地域との連携を促進するためにこれまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域住民のほか、文化・芸術団体等の地域団体やNPO、地元企業、大学・専門学校等への呼び掛けにより、学校運営協議会と地域との連絡会を毎年度5地区程度開催することで、多様な人材の参画を促し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

加えて、小中連携型地域協働学校^{*29}を実施し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価(A～C評価)がAまたはB評価である割合 95%	学校運営協議会への活動支援	[継続]	[継続]	学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価(A～C評価)がAまたはB評価である割合 95%
	学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5地区(小学校区単位)	[継続]	[継続]	
	小中連携型地域協働学校の実施 2地区	[継続]	[継続]	

^{*29} 小中連携型地域協働学校…地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係づくりを一層推進するために、近隣の小・中学校の学校運営協議会が連携して活動を展開する地域協働学校

35. 学校評価の充実

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。

取組の方向性 1 1 新宿の多様な社会的資源を活かした教育活動

36. スクールスタッフの活用

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動の外部指導、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。

37. スクール・コーディネーターの活動

スクール・コーディネーターを各小・中学校に1名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方々を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして教育活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育学級・講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。

17. 伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 <第二次実行計画事業 19①> 【再掲】

日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。

伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽[狂言]）を実施するとともに、中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化（歌舞伎・能楽等）の鑑賞体験、和楽器演奏体験等を実施します。

また、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。

こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京 2020 大会のレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90%	伝統文化体験教室 (小学校全 29 校)	—	—	事業終了後のアンケートにおいて日本の伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合 90% (令和 3 年度末)
	染色業の学習または 伝統文化の鑑賞 (中学校全 10 校)	—	—	
	和楽器体験 (中学校全 10 校)	—	—	

※東京 2020 大会開催の翌年度以降は、東京 2020 大会のレガシー(有益な遺産)として取組を継続していきます。

施策5 家庭の教育力の向上支援

取組の方向性 1 2 家庭の教育力向上のための支援の充実

32. 入学前プログラムの実施【再掲】

小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。

38. 多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施

時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。

家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子どもの保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。

さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための小冊子「家庭教育ワークシート」を作成して配布・活用するとともに、家庭学習の習慣化を目的として、学習習慣の大切さや家庭学習の方法等についてまとめた「家庭学習のすすめ」を作成・配布します。

さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。

取組の方向性 1 3 家庭教育を担う保護者同士の学びの支援

39. PTA活動への支援

保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等を行うことにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。

また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。

さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。

40. 保護者の学校行事等への参加促進

企業に働きかけることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

取組の方向性 14 区民にやさしい知の拠点をめざした図書館の充実

41. 魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等）

電子書籍等は、図書や視聴覚資料等、従来の図書館資料に加え、図書館に出向くことなく提供が可能であり、図書館サービスのアクセシビリティ向上に資するものです。こうしたメリットを活かせるよう、区立図書館における電子書籍の導入及び地域資料の電子化等を検討していきます。

また、図書館ホームページを活用し、図書館独自で作成できる電子情報の提供に取り組めます。

42. 区民の視点からの図書館サービスのあり方検討

区立図書館は、広く一般の利用に供する使命を持つ公共施設として、効果的なサービス提供に努めてきました。

一方、電子書籍等の導入に向けては、誰もがインターネット上で予約、貸出、返却ができることから、区民の利用機会の確保に向けた検討が必要です。このため、今後の図書館サービスの内容や対象とする利用者の範囲等について、他自治体の現状や図書館運営協議会の意見をふまえながら、区民の視点から検討していきます。また、図書館利用登録の更新制度の導入についても検討を進めていきます。

43. 新中央図書館等の建設 <第二次実行計画事業 61>

「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。早稲田大学から新中央図書館等と研究教育施設との合築等の提案があったことから、この提案についても検討を進めていきます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
新中央図書館等の 建設検討	新中央図書館等の 建設検討	[継続]	[継続]	新中央図書館等の 建設検討

取組の方向性 15 子ども読書活動の推進

44. 子ども読書活動の推進

「第五次新宿区子ども読書活動推進計画（令和2年度～5年度）」^{*30}に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。このために、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援など個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図ります。

45. 絵本でふれあう子育て支援事業

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

46. 学校図書館の充実

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員^{*31}を全校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス^{*32}、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

^{*30} 新宿区子ども読書活動推進計画…すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき策定した計画

^{*31} 学校図書館支援員…司書教諭や司書の資格を有する学校図書館のスタッフ

^{*32} レファレンス…利用者からの相談に対して、求められている情報や資料を提示・提供するサービス

施策7 子どもの安全の推進

取組の方向性 16 安全教育の充実

47. 安全教育の推進

子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画^{*33}により意図的・計画的な安全教育を実施します。

小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。また、子ども自身が自分の身を守る方法を知り、実践する力を身に付けることができるよう、子どもが一人で行動する機会が多くなる小学校入学時に合わせ、新入学児童及びその保護者の防犯意識を高めるための防犯啓発冊子を配付しています。

48. 情報モラル教育の推進

携帯電話・スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、道徳科等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進します。

また、情報モラル教育は、児童・生徒の主体的な取組や家庭との連携が不可欠であることから、児童・生徒同士が話し合っ規則を考える「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブルやネット依存等の情報をまとめたリーフレットの作成・配布等を行い、フィルタリングによる機能制限や家庭におけるルールの重要性等についての理解促進を図ります。

さらに、GIGAスクール構想^{*34}における1人1台端末環境の実現後は、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となることから、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱に関する指導等を進めるとともに、家庭向けのマニュアルや資料等を作成し啓発を行っていきます。

^{*33} 学校安全計画…学校の安全教育の基本的な方針や教育活動全体を通して安全教育の目標を実現するための方策等を総合的に示した計画。各校で作成する。

^{*34} GIGAスクール構想…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT環境を実現し、これまでの教育実践と最先端のICTを効果的に組み合わせることで、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出すことを狙いとしている。

49. 学校安全対策の充実

区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の配備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、一斉メール配信システム^{*35}を活用し、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。

通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」^{*36}及び国の「登下校防犯プラン」^{*37}に基づく交通安全・防犯の両観点からの総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら、着実に実施・推進していきます。また、区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。

このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等^{*38}の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。

また、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、学校における感染及びその拡大のリスクを低減するための対策と、保健所等の関係部局との連携強化に努めます。

50. 学校防災対策の充実

観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード 9.0 を観測した東日本大震災の経験をふまえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、地域とのかかわりを伴った防災訓練を中学校の教育課程に位置付け実施します。

また、台風等の気象災害により登下校時に危険が予測される場合には、臨時休業等の迅速な対応を図ることによって、児童・生徒等の安全確保に努めます。

このような災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報共有を図るとともに、講ずべき防災対策について検討し、必要に応じて「新宿区立学校危機管理マニュアル」^{*39}の検証・見直しを行います。

^{*35} 一斉メール配信システム…子どもの安全を確保するとともに円滑な学校運営を行うため、緊急情報を保護者等に対し一斉に提供するメール配信システム

^{*36} 新宿区通学路交通安全プログラム…通学路における継続的な安全点検のしくみとして策定されたプログラム。これに基づき、全区立小学校で定期的に交通安全総点検を実施し、対策を講じる。

^{*37} 登下校防犯プラン…登下校時における子どもの安全を確保するための総合的な防犯対策として、地域における連携の強化や、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善等に関して国が取りまとめたプラン

^{*38} 安全用品等…教育委員会では、小学校新 1 年生全員に黄色い帽子及びランドセルカバーを配付し、通学時の安全の確保を図っている。また、小学校新 1 年生に防犯啓発冊子を配付するほか、小学校 1・4 年生及び中学校 1 年生に防犯ブザーを配付し、防犯対策を図っている。

^{*39} 新宿区立学校危機管理マニュアル…全区立学校及び幼稚園を対象とした、地震・風水害・火災・不審者対応・事故・新型インフルエンザ等の各編で構成する学校危機管理の総合マニュアル

柱3 時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

取組の方向性 18 いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援

51. いじめ防止対策の推進

すべての区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針^{*40}に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間^{*41}等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」^{*42}を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。

教育委員会では、学校問題支援室^{*43}が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。万が一いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、教育委員会の附属機関として「いじめによる重大事態調査委員会」^{*44}を設置し、事実関係を明らかにするための調査を行い、その要因を分析し、再発防止に向けて取り組みます。

また、重大事態が発生した場合に備え、教育委員会と「いじめによる重大事態調査委員会」の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として、「いじめによる重大事態等に関する協議会」を設置し、いじめの重大事態に対する取組を推進していきます。

^{*40} 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法第13条に基づき、学校がいじめ防止のために定めた基本方針

^{*41} ふれあい月間…児童・生徒の友人関係や日頃の教員の指導のあり方を振り返る機会として、全区立学校がいじめ等の未然防止、早期発見・早期対応等に取り組む期間（6月、11月、2月）

^{*42} より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート…児童・生徒個々の学級生活における満足感や学校生活における意欲及び学級集団の状態を測定するため、児童・生徒に実施するアンケート

^{*43} 学校問題支援室…いじめや不登校等への学校の対応を総合的に支援するため、教育委員会事務局内に設置した専門家組織。指導主事、学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成する。

^{*44} いじめによる重大事態調査委員会…児童・生徒の心身又は財産への重大な被害等が発生した際の調査・対応に備えて教育委員会に設置する委員会。専門家（法律・医療・学識経験）で構成する。

52. 不登校児童・生徒への支援 <第二次実行計画事業 16>

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めます。

不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール^{*45}等との連携を図ります。

また、各学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー^{*46}を活用した関係機関との連携により家庭への支援を行うなど、不登校が生じない学校づくりを目指します。

不登校担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
不登校対策委員会 及び連絡会の実施	多様な教育機会検討委員会 ^{*48} の開催	[継続]	[継続]	多様な教育機会検討委員会の実施
家庭と子供の支援員 ^{*47} の派遣	家庭と子供の支援員の派遣	[継続]	[継続]	家庭と子供の支援員の派遣
マニュアルや研修等 による教職員の啓発	図書館等を活用した 訪問型支援の実施	[継続]	[継続]	図書館等を活用した 訪問型支援の実施

26. スクールカウンセラーの配置【再掲】

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

^{*45} フリースクール…一般に、不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言う。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。

^{*46} スクールソーシャルワーカー…社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、児童・生徒の置かれたさまざまな環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、校内のチーム体制への支援を行う専門職員

^{*47} 家庭と子供の支援員…不登校・問題行動等の改善や未然防止のため、家庭訪問や面談等により児童・生徒及びその保護者への相談・助言等を行う支援員

^{*48} 多様な教育機会検討委員会…不登校をめぐる諸問題の現状や対応に関する事項を協議・検討するため、教育委員会に設置する委員会。小・中学校長及び不登校担当教員の各代表と教育委員会事務局職員で構成する。

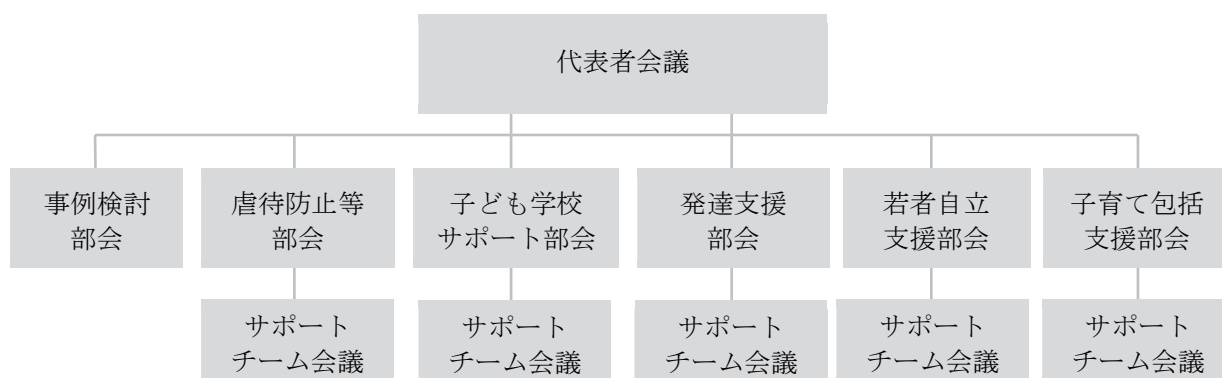
53. 教育相談体制の充実

教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク^{*49}等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク

新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他、子ども、子育て家庭及び若者に対する支援に関連する機関、団体、及び児童・若者の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成しています。



【主な構成機関】 相互に協力・連携

東京都児童相談センター／警視庁新宿少年センター／警察署／子ども人権委員／家庭裁判所／医療機関／民生委員・児童委員、主任児童委員／婦人相談員、母子・父子自立支援員／幼稚園、保育園、子ども園／男女共同参画推進センター／児童館、学童クラブ、放課後子どもひろば／保健センター／教育委員会／子ども総合センター、子ども家庭支援センター

^{*49} 新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク…教育、福祉、保健等の子ども家庭関係機関の連携により、要保護児童や要支援児童への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2に基づき設置した要保護児童対策地域協議会。平成24年4月に子どもから若者まで切れ目のない支援を行うため、子ども家庭サポートネットワークを発展改組したもので、子ども・若者育成支援推進法第19条に基づく「子ども・若者支援地域協議会」としても位置付けている。

54. 児童・生徒理解を進める研修の実施

いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

取組の方向性 19 特別支援教育の推進

55. 特別支援教育の推進 <第二次実行計画事業 14>

発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員^{*50}をさらに増員し、学級内指導体制の充実を図るとともに、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツール^{*51}を活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。

また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」^{*52}や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」^{*53}、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」^{*54}の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。

さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
特別支援教育推進員の 配置人数 小学校 40名 中学校 5名	特別支援教育推進員の 配置 小学校 50名 中学校 8名	特別支援教育推進員の 配置 小学校 57名 中学校 9名	特別支援教育推進員の 配置 小学校 64名 中学校 11名	特別支援教育推進員の 配置人数 小学校 64名 中学校 11名
アセスメントツール導入 に向けた情報収集	アセスメントツールの 活用	[継続]	[継続]	アセスメントツールの 活用

*50 特別支援教育推進員…小・中学校に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対する教員の指導の補助やその他の必要な支援を行う会計年度任用職員

*51 アセスメントツール…標準化された評価に用いるツール。「読むこと」や「書くこと」のつまづきを把握するアセスメントツールとしては、「多層指導モデルMIM（ミム）」「URAWSS（ウラウス）」「STRAW（ストロウ）」等がある。

*52 就学支援シート…特別な教育的支援や個別の配慮を必要とする児童の保護者が、就学前の情報を小学校に引き継ぐシート。保護者が就学前施設等の協力のもと作成し、入学する小学校に提出する。

*53 学校生活支援シート…障害のある児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で学校卒業までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する支援計画

*54 個別指導計画…児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うため、学校が保護者からの意見等をふまえて作成する指導計画

56. 学校に対する巡回指導・相談体制の充実

学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員^{*55}が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。

取組の方向性20 外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実

57. 日本語サポート指導 <第二次実行計画事業 15>

区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは学校へ日本語サポート指導員^{*56}を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。

日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。

また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。

日本語の指導においては、より効果の高い指導により、児童・生徒の理解促進を図るため、ICTやデジタル教材を活用した指導も導入していきます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
日本語能力に係る 評価において基礎的 な能力があると認め られた児童・生徒の 割合 70% 進学支援事業を受 講した中学校3年 生が希望の高校に 進学できた割合 100%	日本語初期指導	[継続]	[継続]	日本語能力に係る 評価において基礎的 な能力があると認め られた児童・生徒の 割合 70% 進学支援事業を受 講した中学校3年 生が希望の高校に 進学できた割合 100%
	日本語学習指導	[継続]	[継続]	
	外国籍等の中学校 3年生に対する進学 支援	[継続]	[継続]	
	保護者会等通訳派遣	[継続]	[継続]	
	ICTやデジタル教材 を活用した日本語サ ポート指導の検討・ 試行	ICTやデジタル教材 を活用した日本語サ ポート指導の実践	[継続]	

^{*55} 特別支援教育相談員…就学相談、特別支援教育に係る巡回相談・指導を行う会計年度任用職員

^{*56} 日本語サポート指導（員）…日本語の初期指導が必要な子どもが在籍する学校で、週2～3日、個別に日本語の指導や学校生活への適応支援を行う指導（員）

58. 外国籍等の子どもや保護者への教育支援等

保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」^{*57}への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。

また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。

59. 外国籍の子どもへの就学支援

日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもの数も増えています。外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大切です。そのため、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。

取組の方向性21 外国籍や障害のある子どもたちから学び合える交流

60. 共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流^{*58}や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。

また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。

取組の方向性22 家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備

3. 放課後等学習支援【再掲】

授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に放課後等学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。

また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。

さらに、放課後等学習支援におけるタブレット端末の活用に向けた検討を進めていきます。

^{*57} 総合的な学習の時間…自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育むこと等をねらいとする時間

^{*58} 副籍交流…特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の指定校に副次的な籍を持ち、その学校の児童・生徒と交流すること

46. 学校図書館の充実【再掲】

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週 2 回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

61. 専門人材を活用した教育相談体制の充実

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。

53. 教育相談体制の充実【再掲】

教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。

さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。

62. 公私立幼稚園保護者の負担軽減

幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としました。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。

公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会の充実を図ります。

63. 就学援助

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。

64. 奨学資金の貸付

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付を行います。なお、国や東京都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなっていることから、今後、区における奨学資金の貸付のあり方について検討していきます。

施策9 学校の教育力の強化

取組の方向性23 教育の質を高める学校運営

65. 創意工夫ある教育活動の推進

各学校（園）が、「社会に開かれた教育課程」^{*59}の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。

各学校（園）では、観察や実験、見学や調査、発表や討論、体験等の多様な学習活動を取り入れ、国際理解、自然・環境、福祉・健康、防災、歴史や文化、地域の将来等、各学校（園）の特色を活かした創意工夫ある取組を行います。

66. 教育課題研究校の指定

新宿区の現状や学習指導要領の内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をするとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。

また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。

67. 学校経営力の向上

学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいきます。さらに、学校支援アドバイザー^{*60}が、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。

また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。

^{*59} 社会に開かれた教育課程…子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する教育課程

^{*60} 学校支援アドバイザー…教員の指導やミドルリーダーの育成、校長の学校経営への支援を行うため、各学校に派遣する専門職。主に退職した校長で構成する。

35. 学校評価の充実【再掲】

区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。

また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。

34. 地域協働学校の充実 <第二次実行計画事業 13「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」>【再掲】

すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。また、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、私立中学・公私立高等学校、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。

そのほか、それぞれの学校において、地域との連携を促進するためにこれまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域住民のほか、文化・芸術団体等の地域団体やNPO、地元企業、大学・専門学校等への呼び掛けにより、学校運営協議会と地域との連絡会を毎年度5地区程度開催することで、多様な人材の参画を促し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。

加えて、小中連携型地域協働学校を実施し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。

令和2年度末の 現況(予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度末の 目標
学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価(A～C評価)がAまたはB評価である割合 95%	学校運営協議会への活動支援	[継続]	[継続]	学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価(A～C評価)がAまたはB評価である割合 95%
	学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5地区(小学校区単位)	[継続]	[継続]	
	小中連携型地域協働学校の実施 2地区	[継続]	[継続]	

取組の方向性 24 教職員の勤務環境の改善等

61. 専門人材を活用した教育相談体制の充実【再掲】

全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。

22. 部活動運営支援事業【再掲】

平成 30 年 6 月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。

68. 学校の法律相談体制の整備

学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。

69. 教員の働き方の意識改革等

「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」^{*61}に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な 34 の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取得促進期間の設定や、各校の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小学校に学校経営推進員、全中学校に学校経営補助員を配置しています。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。

また、取組の改善に向けて、各校の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。

こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。

^{*61} 教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書…教員の勤務実態調査の結果で明らかになった教員の長時間勤務の実態等をふまえ、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて検討を行い、「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」、「教員の意識改革」、「取組の実効性を担保するしくみづくり」の 3 つの視点から具体的な取組の方策を取りまとめた報告書

70. O J T の充実

学習指導要領をふまえた教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させるとともに、G I G A スクール構想における 1 人 1 台端末環境を活用した学習指導を充実させる必要があります。指導主事や学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、O J T の推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行い、各学校における授業改善に向けた O J T の取組を充実します。

また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。

71. 学校支援アドバイザーの派遣

学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。

72. 経験と職層に応じた研修の充実

学習指導要領をふまえた教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や 2・3・4 年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園における O J T と一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に、G I G A スクール構想における 1 人 1 台端末環境を活用した学習指導の充実に向けては、経験や職層に応じた研修の充実に加え、各学校の実践を共有することにより、O J T の活性化を図っていきます。

さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。

施策 10 学校環境の整備・充実

取組の方向性 26 新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備

73. 学校施設の改善 <第二次実行計画事業 17>

児童・生徒の学校生活におけるトイレの利便性を向上させるとともに、災害時の避難所として、高齢者等の要配慮者も使いやすいトイレの改修（洋式化）を行います。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
洋式トイレ数 ○ 小学校 913 基 ○ 中学校 329 基 トイレ洋式化率 ○ 小学校 83.8% ○ 中学校 69.9%	トイレ改修(洋式化) ○ 小学校 3 校 33 基 ○ 中学校 6 校 100 基	—	—	洋式トイレ数 ○ 小学校 946 基 ○ 中学校 429 基 トイレ洋式化率 ○ 小学校 86.9% ○ 中学校 91.1%

46. 学校図書館の充実【再掲】

子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週 2 回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。

朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。

また、令和元年度から全小学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。

4. ICTを活用した教育の充実 <第二次実行計画事業 18> 【再掲】

児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。

また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築した ICT 環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
プログラミング教育 等の本格実施 児童・生徒1人1台 のタブレット端末の整備 ICT支援員の増員 2 名 「算数」の指導用デ ジタル教材の導入 (小学校 1～6 年生)	「新宿区版GIGAス クール構想」に基づく 学校教育の推進 ○ 個別最適化学習 の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保 端末・ソフトウェア等 の運用保守	[継続]	[継続]	「新宿区版GIGAス クール構想」に基づく 学校教育の推進
		[継続]	[継続]	

※「新宿区版GIGAスクール構想」については、5 ページで紹介しています。

取組の方向性 2 7 将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進

74. 通学区域、学校選択制度^{*62}、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営

近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成 28 年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。

なお、令和 3 年度から 7 年度まで段階的に実施予定の公立小学校全学年での 35 人学級へ向けては、東京都の学級編制基準、通学区域内の未就学児数、将来の児童数の状況をふまえ、普通教室を適切に整備します。

75. 学校施設の長寿命化の推進 <第二次実行計画事業 67①「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」を含む>

学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画を令和 2 年度に策定しました。令和 3 年度からは本計画に基づき、今後の児童・生徒数の動向等をふまえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。

令和 2 年度末の 現況(予定)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 5 年度末の 目標
効果的・効率的な学 校施設の維持保全 予防保全の考え方 に立った適切な修繕 の実施	○ 小学校 11 校 ○ 中学校 7 校 ○ 特別支援学校 1 校	対象となる学校施設については、 老朽度や緊急度等を総合的に 勘案して決定します。		効果的・効率的な学 校施設の維持保全 予防保全の考え方 に立った適切な修繕 の実施

^{*62} 学校選択制度…魅力ある教育活動と開かれた学校づくりを目的に、区立学校入学に際して、保護者が子どもの入学する学校を選択できる制度。平成 30 年度新入学より小学校は廃止し、中学校のみ実施。



教育ビジョン
これまでの主な取組
(平成30年度～令和2年度)

1. 多様な子どもが豊かに学ぶことができる教育環境の整備への取組

教育委員会は、「子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育の実現」を目指して、子ども一人ひとりの学びの保証や、豊かな人間性と社会性を育む教育、就学前から中学校までのつながりのある教育を推進するとともに、不登校の状況や、障害の有無、国籍や家庭環境等にかかわらず、多様な子どもが豊かに学ぶことができるよう、必要な人的配置の充実等の教育環境の整備に取り組んできました。

教育委員会がこれまで大切にしてきた「すべての子どもたちの能力を伸ばし可能性を開花させる」といった考え方は、今後も変わるものではありません。令和の時代に入り、こうした幼児・児童・生徒一人ひとりを大切に考える考え方は、一層強くなっています。

教育委員会では、多様な子どもたちにチームで向き合うため、子どもたちの学びを支える学習指導支援員やスクールスタッフ、教員以外の専門スタッフとしてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校経営を支える学校支援アドバイザー等、さまざまなスタッフを配置・派遣してきました。また、地域社会が一体となって子どもたちの学びと育ちを支える環境を整備するため、学校と地域をつなぐ役割を担うスクール・コーディネーターを平成 16 年度から小・中学校に配置するとともに、平成 20 年度からモデル実施した地域協働学校を順次拡大し、平成 29 年度にはすべての区立小・中学校が地域協働学校となりました。

この 3 年間では、発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援のための特別支援教育推進員や、学校での ICT 活用を促進・サポートする ICT 支援員の増員を図るとともに、令和元年度に部活動指導員を、令和 2 年度には学校経営推進員と学校経営補助員を新たに配置し、学校における複雑化・多様化する課題を解決し、子どもたちの資質・能力を育んでいくための人的体制を整備してきました。

こうした中、学校における新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、令和 2 年 3 月から 5 月末までのおよそ 3 か月間にわたり一斉臨時休業を実施するとともに、子どもたちの学習機会の確保や心のケアについて取り組んできました。具体的には、中学校 3 年生の全生徒と小学校 3 年生以上の必要とする児童・生徒へのタブレット端末の貸与や、デジタルドリルの家庭への提供、各学校が作成した授業動画の配信、区独自の家庭学習支援サイト「新宿区おうち de チャレンジ応援サイト」の開設等により、学習機会の確保に努めてきました。また、令和 2 年 6 月の学校再開後も、学習指導サポーターを新たに配置するなど、学校の教育活動の支援を行いました。

今後は、令和 2 年度末に向けて G I G A スクール構想の実現に向けた準備を進めつつ、G I G A スクール構想下における 1 人 1 台端末環境での教育のあり方を探究し、ICT を活用した個別最適化学習や協働学習を推進するとともに、授業改善や多様な子どもの支援に取り組む体制の整備に努めます。こうした取組により、障害のある子どもや外国にルーツを持つ子ども、不登校や入院中の子ども（院内学級等）、経済的困窮等、幼児・児童・生徒の状況や家庭環境等に左右されることなく、子ども一人ひとりの『生きる力』をはぐくむ質の高い学校教育を実現していきます。

2. ICTを活用した教育の推進

将来、子どもたちが社会で生きていくために必要な資質・能力を育むため、平成 21 年度に整備した教室用 ICT 環境（ノートパソコン・プロジェクタ・実物投影機）について、平成 29 年度に普通教室、平成 30 年度に特別教室・少人数教室等の機器更新を行いました。

平成 29 年度に導入したタブレットパソコン等を活用し、平成 30 年度からプログラミング教育等の検討・モデル実施を開始しました。令和 2 年度には ICT 支援員を 8 名から 10 名に増員し、プログラミング教育を本格実施するとともに、英語や算数のデジタル教材を活用した教育活動を推進しています。

ICT を活用した英語教育の推進については、令和 2 年度から小学校 3・4 年生での外国語活動、5・6 年生での外国語の教科化が全面実施となることをふまえ、平成 30 年度、令和元年度の 2 年間、外国語教育推進委員会において教材の研究・選定を進めるとともに、教育課題研究校である小学校 2 校において実践・検証を行い、令和元年度末までにデジタル教材を全小学校へ配備しました。デジタル教材の活用により、英語における 4 つの技能「聞く、読む、話す、書く」の総合的な習得につなげています。

また、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校が臨時休業となるなど、通常通りの教育活動ができないことをふまえ、児童・生徒の学習機会の確保のため、家庭学習支援用のタブレット端末を中学校 3 年生の全生徒及び家庭にネットワーク環境のない小学校 3 年生から中学校 2 年生の児童・生徒に貸与しました。

さらに、文部科学省の「GIGA スクール構想」の趣旨をふまえ、新宿区の子どもたちの現状や課題に合わせた「新宿区版 GIGA スクール構想」を加速させ、令和 2 年度中に児童・生徒 1 人 1 台のタブレット端末を整備することとしました。端末 1 人 1 台化の ICT 環境を早急に整備することにより、子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりの習熟度に合わせた個別最適化された学びや協働学習による深い学びの実現を図ります。また、今後、感染症や災害等による臨時休業が生じた際の学習機会の確保にも活用していきます。

今後も、児童・生徒一人ひとりが他者との学び合いを通して自己に合った学び方を見付け、すべての子どもの力を伸ばしていけるよう、ICT を最大限に有効活用した授業改革に取り組んでいきます。



平成 29・30 年度に更新した教室用 ICT 機器



教育課題研究校における
外国語活動授業の様子

3. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進

教育委員会では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を子どもたちにとってまたとない機会と捉え、子どもたちの豊かな感受性を育み、夢や希望を持ってさまざまなことに挑戦する意欲を養うとともに、グローバルな共生社会を生きる子どもたちの豊かな国際感覚や多様性を尊重する態度を養うため、平成 28 年度から「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」を教育ビジョンに位置づけ、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供しています。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により教育活動の制限がありましたが、可能な限り感染症対策を行いながら取組を実施してきました。

「英語キャンプの実施」については、女神湖高原学園を活用し、区立小学校 5・6 年生及び区立中学校 1・2 年生を対象に実施しています。英語だけの環境に身を置く 2 泊 3 日の英語キャンプでは、英語を用いた簡単なゲームやクイズを通して、楽しみながら英語によるコミュニケーション能力の基礎を養いました。また、キャンプ終了後には、新宿御苑や新国立競技場周辺の外国人観光客に新宿の名所を英語で紹介するプログラムや、都市ボランティア体験の機会を提供し、コミュニケーション能力の向上につなげました。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当初予定していた 7 月の実施は中止となりましたが、令和 3 年度以降は「新たな日常」に即した取組ができるよう実施方法の工夫を検討していきます。

「伝統文化理解教育の推進」については、児童・生徒が郷土である新宿に愛着を持ち、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、すべての小学校で講師を招き、日本舞踊や落語、和妻、能楽（狂言）といった、日本の伝統文化の体験教室等を実施しています。また、すべての中学校では、新宿区の郷土の歴史を知るとともに、伝えられてきた（つながってきた）伝統や文化を学ぶきっかけとするため、新宿ものづくりマイスター体験講座や、日本の伝統文化に触れる機会として、箏や三味線等の和楽器演奏体験を実施しています。

「障害者理解教育の推進」については、障害者スポーツ選手との交流とともに、毎年度、全区立学校で車椅子バスケットボール、ゴールボール、シッティングバレーボール、ブラインドサッカー、ボッチャの中から 1 種目を選択し、スポーツ体験活動を展開しました。また、こうした体験活動だけでなく、事前学習や事後学習を実施し、児童・生徒の障害への理解を深めています。

障害への理解を深める教育を実施するために、学年を超えて活用できる区独自の教材を作成するとともに、夏季集中研修会等を活用して当事者の方々と教員とが情報交換を行うことで、学習効果を高めています。

「スポーツギネス新宿の推進」については、全区立小・中学校で、日常的に運動に親しみながら記録向上に挑戦する「スポーツギネス新宿」を実施するとともに、小学校では、令和元年度からスラックラインを活用した新たな種目を導入し、中学校では、ダブルダッチのパフォーマンスコンテストの導入を検討しています。また、幼稚園から中学校までの子どもに対して、体力テストを通して子どもの体力の現状把握と分析を行い、体力づくりを推進しています。

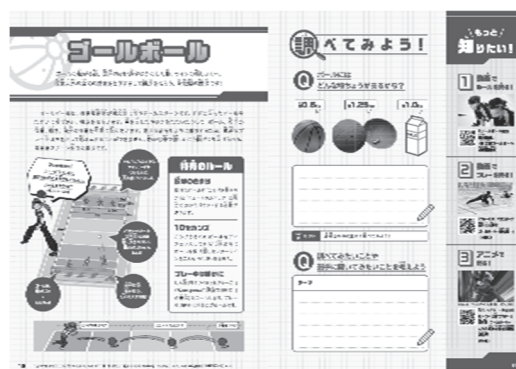
東京 2020 大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3 年度に延期となりましたが、これらの教育活動についても感染症対策を行いながら令和 3 年度まで実施するとともに、大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシー（有益な遺産）として残るよう、取組を継続していきます。



英語キャンプ・都市ボランティア体験の様子
（新宿御苑前にて）



伝統文化体験教室（能楽（狂言））



障害者理解教育：区独自の教材



車椅子バスケットボール体験



スラックライン

4. 公私立幼稚園における幼児教育等の推進

公私立幼稚園を取り巻く環境は、この3年間で大きな変化がありました。教育委員会では、この変化に対応し幼児教育の充実を図るため、さまざまな事業を実施しました。

平成30年度には、平成30年6月に発生した大阪府北部地震における学校施設のブロック塀倒壊事故を受け、区立幼稚園と区内私立幼稚園のブロック塀等の安全点検を行いました。区立幼稚園については3園（すべて区立小学校併設幼稚園）で改修工事を実施し、区内私立幼稚園に対しては助成金を支給し、令和2年度までに改修が必要なすべての園で工事が完了しました。

また、平成30年度と令和元年度には、各年度に区内私立幼稚園1園が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設としての確認を受け、子ども・子育て支援新制度に移行しました。新制度への移行に伴い、教育環境の充実、教職員の処遇改善及び保護者負担の軽減等を図ることが出来ました。教育委員会では引き続き、私立幼稚園設置者の意向に基づいて、子ども・子育て支援新制度への移行を支援していきます。

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化は、この3年間の中でもとりわけ大きな変化で、さまざまな制度改正を行いました。

区立幼稚園においては月額保育料だけではなく、区独自に入園料についても無料とし、保護者の負担軽減を図りました。また、令和2年度からは区立幼稚園における特色ある教育活動の推進のため、体操あそびや読み聞かせ等の遊びを通じた学びのプログラムを実施することとしました。

私立幼稚園においては、月額保育料について国や東京都の制度に区独自の上乗せを行い、月3万2千円を上限に無償化しました。さらに、子ども・子育て支援新制度に移行していない園の保護者を対象に、幼児教育・保育の無償化の開始以前から実施していた最大8万円の入園料補助制度を、令和元年10月以降も継続して実施するとともに、令和2年4月から対象を拡大し、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園の保護者についても助成対象とし、より一層の負担軽減を図りました。

幼児教育・保育の無償化に伴い、公私立の幼稚園・保育園・子ども園等から保護者が個々のニーズに応じて選択できる幅がさらに広がりました。こうした状況をふまえ、子ども家庭部と緊密に連携しながら、ニーズ動向の把握に努めています。

区内私立幼稚園に対する助成制度として、令和2年度から新たに、教育の質の向上を図るための研究や運動会・学芸会等の園行事の開催に対する助成制度と、特別な支援を必要とする園児のために配置した人員に対する助成制度を実施し、区内私立幼稚園の特色ある教育活動のさらなる充実を図りました。また、従来からあった、安全対策のための助成制度と健康管理のための助成制度についても、令和2年度より補助対象の拡大や助成率の引上げを行い、より良い幼児教育環境の整備を推進しました。

また、幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して、相互の教育と連続性についての共通理解を深めています。

今後も、こうした取組により、幼児期の教育に必要な環境を整え、幼児教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。

5. 地域協働学校の充実

平成 29 年 4 月にすべての区立小・中学校が地域協働学校となり、地域住民や保護者等が学校運営の支援、学校評価に参画できるしくみが構築されたことで、地域に開かれた学校づくりが推進されています。

平成 30 年度より、活動の充実と開かれた学校づくりをより推進していくために、近隣の小・中学校の地域協働学校運営協議会が連携して活動を展開する、小中連携型地域協働学校の取組がスタートしました。

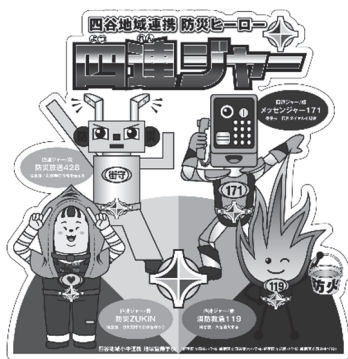
この取組では、新宿区で地域協働学校が初めて設置された四谷地区を 2 年間のモデル地区に指定し、地区内の 3 小学校（四谷小学校・四谷第六小学校・花園小学校）と 1 中学校（四谷中学校）が参加しています。第 1 回の小中連携協議会では、「育てたい地域の子ども像」のイメージを共有し、各校が連携して支援していく教育活動の内容について、「防災教育」「ボランティア教育」「キャリア教育」の 3 つに決定しました。

令和元年度は、平成 30 年度に決めた 3 つの教育活動のうち「防災教育」を中心に活動し、12 月に小中連携協議会主催の防災フェスタを開催しました。活動を通じて、四谷地区における防災に対する意識の向上に寄与することができました。

令和 2 年度は、2 年間のモデル実施により見えた課題の整理と小中相互の連携を深めていくため、小中連携協議会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により手法を再検討し、各校の活動の整理及び記録の整備を行い、年度末に各校の情報を集約し、報告書を作成することとしました。

このほかにも、地域全体で子どもたちの成長を支える取組を一層広げるために、学校運営協議会の代表者等と地域の関係団体の代表等からなる「学校運営協議会と地域との連絡会」を、平成 30 年度に四谷地区の小中連携型地域協働学校で開催し、令和元年度には、四谷地区の小中連携型地域協働学校に加えて、早稲田小学校地域協働学校運営協議会でも開催しました。

今後は、これまでの取組を通じて見えてきた課題を整理し、今後の他地区での展開等に活かしながら、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支える環境づくりを推進していきます。



防災フェスタで披露された防災キャラクター
四谷地区を守る「四連（よつれん）ジャー」
（四谷地区の区立小学校児童 4 人の応募作品
によりキャラクターを作成）



四谷地区防災フェスタの様子

6. 生涯の学びを支える図書館の充実

新宿区立図書館は、平成 27 年度に改定した「新宿区立図書館基本方針」を具現化するために、区立図書館ごとに策定、公表したサービス計画に基づき、地域の特性を活かした「多様な言語によるおはなし会（大久保図書館）」や「ビジネス講座（角筈図書館）」、「東京理科大学連携講座『サイエンスおもしろランド』（中町図書館）」、また、生活課題の解決を支援する「暮らしの講座『人生 100 歳時代の資産運用』（戸山図書館）」、「i P a d 講座（西落合図書館）」、「介護・高齢者支援セミナー『認知症サポーター養成講座』（下落合図書館）」、さらに、新宿が誇る国民的文豪である夏目漱石の関連事業を全館で実施するなど、多様な行事を展開し、図書館サービスを充実してきました。平成 30 年度末をもって地域図書館 9 館の指定管理期間が満了となりましたが、令和元年度から 5 年を期間とする新たな指定管理者とともに、引き続き、生涯の学びを支える図書館サービスの充実を図っています。

図書館利用機会の充実については、月曜日一斉休館を改善し、平成 28 年 10 月から開始の四谷図書館に加え、平成 31 年 4 月から 4 館（鶴巻・北新宿・大久保・下落合）の休館日を月曜日から火曜日に変更し、原則として年末年始を除く毎日、いずれかの区立図書館を利用できるようになりました。このことにより、「毎日開館体制」の構築は完了しましたが、今後も引き続き利用機会拡充の効果を検証するとともに、図書館サービスの向上に努めていきます。

子ども読書活動の推進については、「第四次新宿区子ども読書活動推進計画（平成 28 年度～31 年度）」に基づき、全 64 事業を区立学校、子育て支援施設等の関係機関とともに推進しました。第四次計画では、子どもが身近な場所で区立図書館のさまざまな本と出会えるよう、これまで団体貸出の利用のなかった施設に利用を呼び掛け、団体貸出冊数の増につながりました。

第四次計画を引き継ぐものとして、新たに令和 2 年度から 5 年度までを計画期間とする「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定しました。第五次計画では、子どもの発達段階に応じた読書支援として「プレママ・プレパパ・保護者への読み聞かせ講座の実施」や「中・高校生等向け読書イベントの実施と学校との連携」を新たな取組として掲げています。引き続き、子どもの読書環境の整備と読書活動の支援を推進し、基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指します。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、図書館においても臨時休館するなど大きな影響を受けましたが、図書館ホームページにおいて、お役立ちサイト集「docodemo(どこでも)としょしつ」の開設、図書館内での展示の代わりとなる「図書館おすすめ資料」リストの掲載、平和行事のイベントに代え朗読動画を公開するなど、さまざまな工夫を凝らしました。今後、来館が困難な場合においても、図書館に出向くことなく資料等の提供が可能となる電子書籍等の導入など、区民の視点からの図書館サービスのあり方とあわせて検討していきます。



漱石山房記念館でのイベント
（声優による夏目漱石等作品の朗読）



子ども読書リーダー講座での図書館員体験

7. 特別支援教育の推進

新宿区では、すべての学校において特別支援教育を推進しています。小・中学校の通常学級には、発達障害等があり特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍しています。児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それぞれの障害特性に応じた適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。また、その支援がライフステージの節目ごとに途切れることなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。

小学校入学時には、「就学支援シート」を活用し、就学前施設での様子や家庭で大切にしてきたことなどを就学する学校に伝えるとともに、一人ひとりの教育的ニーズを盛り込んだ「個別指導計画」を作成するなど、一貫性のある切れ目のない支援を行うための取組を推進してきました。

また、通常学級での学習に概ね参加できるものの、発達障害等のため特別な指導を必要とする児童・生徒のための教室として、平成 28 年度から全小学校に、令和元年度から全中学校に、まなびの教室（特別支援教室）を設置しています。利用する児童・生徒は、拠点校の巡回指導教員が巡回校に出向くことにより、従来の通級学級に通う形式ではなく、普段は在籍学級（通常学級）で学習し、児童・生徒の状態に応じて、在籍校にあるまなびの教室で巡回指導教員による指導を受けることができます。巡回指導教員に対しては、専門家によるスーパーバイズ研修を行うことにより、まなびの教室における指導について一層の資質向上を図っています。

さらに、一人ひとりの児童・生徒に対し、発達の状況や課題に応じた支援を行うため、学識経験者や心理士等の専門家による巡回相談を全小・中学校において年 3 回実施し、適切な指導方法や必要な支援、教育環境等について教員に対して助言・指導を行っています。その他、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言を行っています。これらの助言や指導を活かし、教員が作成する個別指導計画に基づく支援を円滑に行うため、全小・中学校に特別支援教育推進員を配置しています。特別支援教育推進員については、平成 30 年度に 34 名、令和元年度に 38 名、令和 2 年度には 45 名と毎年増員して配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応える支援体制の充実に努めてきました。今後も体制を一層強化するため、令和 3 年度以降もさらなる増員を計画しています。



小学校まなびの教室における小集団活動



まなびの教室のパンフレット

8. 教職員の勤務環境の改善・働き方改革

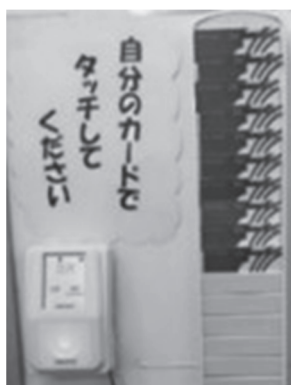
区立小・中・特別支援学校及び幼稚園に勤務する教員を対象に、平成 29 年に勤務実態調査を行ったところ、教員（管理職を除く）の平日 5 日間における学校内の実働勤務時間の平均は、小学校で 55 時間 40 分、中学校で 59 時間 45 分と、いわゆる「過労死ライン」相当を超えて勤務する教員の長時間勤務の実態が明らかになりました。こうした状況は学校管理職でも同様の傾向がみられ、特に副校長においては、教員を上回る厳しい勤務実態が確認されました。

このため、教育委員会では、教員の働き方の改革を学校だけの問題とすることなく、教育委員会が果たすべき責務として取り組む、との基本的な認識に立ち、学校の代表と教育委員会事務局職員とで構成する「教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム」を設置し、「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」（第一次 30 年 3 月作成、第二次 30 年 7 月作成）に当面の目標として、「1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」を掲げるとともに、34 の具体的な取組の方策を取りまとめました。

この報告書に基づき、教育委員会と学校とが連携を十分に行いながら、平成 30 年度にはタイムレコーダーと留守番電話の導入・運用、夏季休業中の一斉休暇取得促進期間と定時退庁日の設定、学校の法律相談体制の活用等を開始しました。また、令和元年度から部活動指導員を配置するとともに、令和 2 年度から副校長を補佐する学校経営推進員（全小学校）及び学校経営補助員（全中学校）を配置するなど、実践できる取組から速やかに実施しています。

タイムレコーダーのデータ集計によると、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超えた教員数（校園長、副校園長及び教諭の合計）は、平成 30 年 9 月に 47 名、令和元年 9 月に 22 名と推移しており、一定の成果が表れてきています。一方、新型コロナウイルス感染症対策のため、教育活動上の工夫や消毒などの対応等、学校現場では通常とは異なる業務が発生しています。教員の多忙化に配慮しながら、子どもたちの健やかな学びを確保する体制を構築することが求められています。

今後も、勤務環境の改善に向けた取組を通して、教員の長時間勤務を解消することにより、教員が健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続し、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていけるよう、教員の勤務環境の改善・働き方改革の取組を推進していきます。



タイムレコーダーの導入

新宿区教育ビジョン 個別事業
(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

印刷物作成番号

2020 - 16 - 5501

令和3年3月発行

この印刷物は業者委託により1,700部印刷製本しています。その経費として1部あたり264円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等を含んでいません。

発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03(3209)1111(代表)

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

